

# 第138回丹波市議会定例会

自 令和6年12月5日

至 令和7年1月15日

## 議案審議資料

( No. 1 )

### 【目次】

①同意第4号	(丹波市監査委員の選任)	… 1
②同意第5号	(丹波市監査委員の選任)	… 2～3
③同意第6号	(丹波市・一部事務組合公平委員会委員の選任)	… 4～5
④同意第7号	(丹波市教育委員会委員の任命)	… 6～7
⑤議案第105号	(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定)	… 8～13
⑥議案第106号	(丹波市行政組織条例改正)	… 14～18
⑦議案第107号	(丹波市職員の給与に関する条例等改正)	… 19～63
⑧議案第108号	(丹波市立市民プール及び丹波市立青垣総合運動公園に係る指定管理者の指定)	… 64～65
⑨議案第109号	(丹波市立青垣パラグライダー練習場に係る指定管理者の指定)	… 66～67
⑩議案第110号	(督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定)	… 68～72
⑪議案第111号	(丹波市営駐車場整備基金条例改正)	… 73～74
⑫議案第112号	(丹波市営駐車場に係る指定管理者の指定)	… 75～76
⑬議案第113号	(市有財産の無償貸付(旧芦田小学校))	… 77～79
⑭議案第114号	(旧慣による市有財産の使用権の廃止(日比宇自治会))	… 80～81
⑮議案第115号	(旧慣による市有財産の使用権の廃止(鴨内自治会))	… 82～83
⑯議案第116号	(市有財産の無償譲渡(日比宇自治会))	… 84
⑰議案第117号	(市有財産の無償譲渡(鴨内自治会))	… 85
⑱議案第118号	(物品購入契約の締結)	… 86～88
⑲議案第119号	(丹波市新エネルギー推進協議会設置条例廃止)	… 89～90
⑳議案第120号	(丹波市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正)	… 91～93
㉑議案第121号	(丹波市立神楽の郷交流センターに係る指定管理者の指定)	… 94～95
㉒議案第122号	(丹波市立旧氷上高等小学校校舎に係る指定管理者の指定)	… 96～97
㉓議案第123号	(市道路線の変更(安貝線))	… 98～99
㉔議案第124号	(丹波市都市公園条例制定)	… 100～109

⑫⑤議案第125号	(業務委託契約の締結)	… 110～112
⑫⑥議案第126号	(丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例改正)	… 113～116
⑫⑦議案第127号	(丹波市下水道条例改正)	… 117～120
⑫⑧議案第128号	(第3次丹波市教育振興基本計画の策定)	… 121

**人事案件は  
白ページにしています。  
(P1～P7)**















## 議案第105号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、提案するものである。

### 2 改正の概要

「懲役」又は「禁錮（同義語を含む。）」の字句を「拘禁刑」に改める。

### 3 改正する条例

- (1) 丹波市表彰条例（平成16年丹波市条例第4号）
- (2) 丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）
- (3) 丹波市立地方卸売市場条例（平成16年丹波市条例第187号）
- (4) 丹波市消防団条例（平成16年丹波市条例第225号）
- (5) 丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年丹波市条例第228号）
- (6) 丹波市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年丹波市条例第13号）

### 4 施行日

令和7年6月1日

### 5 新旧対照表

別紙のとおり

第1条関係

丹波市表彰条例（平成16年丹波市条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市表彰条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第4号</p> <p>最終改正 令和3年3月9日条例第19号</p> <p>（欠格事項）</p> <p>第7条 第3条第1項及び第4条第1項の規定に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する者は、これを表彰しない。</p> <p>（1） 刑事事件に関し、現に起訴されている者</p> <p>（2） <u>禁固</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、不適当と認めるもの</p>	<p>○丹波市表彰条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第4号</p> <p>最終改正 令和3年3月9日条例第19号</p> <p>（欠格事項）</p> <p>第7条 第3条第1項及び第4条第1項の規定に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する者は、これを表彰しない。</p> <p>（1） 刑事事件に関し、現に起訴されている者</p> <p>（2） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、不適当と認めるもの</p>

第2条関係

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第47号</p> <p>最終改正 令和5年12月25日条例第28号</p> <p>（期末手当）</p> <p>第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>（3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第34条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第47号</p> <p>最終改正 令和5年12月25日条例第28号</p> <p>（期末手当）</p> <p>第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>（3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第34条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合</p>

は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条又は第54条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条又は第54条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条関係

丹波市立地方卸売市場条例（平成16年丹波市条例第187号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市立地方卸売市場条例 平成16年11月1日 条例第187号 最終改正 令和2年3月10日条例第14号 （卸売業務の許可）</p> <p>第8条 市場において第4条の規定による取扱品目の部類ごとの卸売業務を行う者（以下「卸売業者」という。）は、規則で定める申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 法人でないとき。</p> <p>(2) 法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 次条又は第41条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 次条又は第41条の規定による許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした旨を疎明した者を除く。）で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(5) 卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないとき。</p>	<p>○丹波市立地方卸売市場条例 平成16年11月1日 条例第187号 最終改正 令和2年3月10日条例第14号 （卸売業務の許可）</p> <p>第8条 市場において第4条の規定による取扱品目の部類ごとの卸売業務を行う者（以下「卸売業者」という。）は、規則で定める申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 法人でないとき。</p> <p>(2) 法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 次条又は第41条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 次条又は第41条の規定による許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした旨を疎明した者を除く。）で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(5) 卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないとき。</p>

第4条関係

丹波市消防団条例（平成16年丹波市条例第225号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市消防団条例	○丹波市消防団条例

平成16年11月1日 条例第225号 最終改正 令和元年9月30日条例第11号 (欠格条項)	平成16年11月1日 条例第225号 最終改正 令和元年9月30日条例第11号 (欠格条項)
第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。	第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者	(2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者	(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

第5条関係

丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年丹波市条例第228号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 平成16年11月1日 条例第228号 最終改正 平成26年3月10日条例第12号 (退職報償金支給の制限)	○丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 平成16年11月1日 条例第228号 最終改正 平成26年3月10日条例第12号 (退職報償金支給の制限)
第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。	第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者
(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者	(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
(3) 停職処分を受けたことにより退職した者	(3) 停職処分を受けたことにより退職した者
(4) 勤務成績が特に不良であった者	(4) 勤務成績が特に不良であった者
(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者	(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

第6条関係

丹波市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年丹波市条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市議会の個人情報の保護に関する条例 令和5年3月29日 条例第13号	○丹波市議会の個人情報の保護に関する条例 令和5年3月29日 条例第13号
第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項	第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項

第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

## 議案第106号

### 丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

多様化する行政課題に対応し、効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る組織体制を構築するため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 健康福祉部を健康部及び福祉部に分割する。
- (2) 生活環境部及び健康福祉部の事務分掌を見直す。

#### 3 施行日

令和7年4月1日

#### 4 附則により改正する条例

- (1) 丹波市予防接種健康被害調査委員会条例（平成16年丹波市条例第135号）
- (2) 丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）
- (3) 丹波市障がい者施策推進協議会設置条例（平成28年丹波市条例第30号）
- (4) 丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例（平成30年丹波市条例第62号）
- (5) 丹波市健康づくり推進協議会設置条例（令和3年丹波市条例第37号）
- (6) 丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例（令和4年丹波市条例第22号）

#### 5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市行政組織条例（平成16年丹波市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市行政組織条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第6号</p> <p>最終改正 令和3年12月24日条例第34号</p> <p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部を設ける。</p> <p>（1）ふるさと創造部</p> <p>（2）総務部</p> <p>（3）まちづくり部</p> <p>（4）財務部</p> <p>（5）入札検査部</p> <p>（6）生活環境部</p> <p><u>（7）健康福祉部</u>（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所がつかさどる事務を含む。）</p> <p><u>（8）産業経済部</u></p> <p><u>（9）建設部</u> （生活環境部の事務分掌）</p> <p>第7条 生活環境部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>（1）戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。</p> <p>（2）生活安全対策に関すること。</p> <p>（3）青少年健全育成に関すること。</p> <p>（4）交通安全に関すること。</p> <p>（5）防災に関すること。</p> <p><u>（6）消防団に関すること。</u></p> <p><u>（7）環境保全に関すること。</u></p> <p><u>（8）廃棄物の処分及び資源化に関すること。</u></p> <p><u>（9）斎場に関すること。</u></p> <p><u>（10）墓地に関すること。</u></p> <p><u>（11）浄化槽に関すること。</u></p> <p><u>（12）国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>（13）後期高齢者医療保険に関すること。</u></p> <p><u>（14）福祉医療に関すること。</u></p> <p><u>（15）国民年金に関すること。</u></p>	<p>○丹波市行政組織条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第6号</p> <p>最終改正 令和3年12月24日条例第34号</p> <p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部を設ける。</p> <p>（1）ふるさと創造部</p> <p>（2）総務部</p> <p>（3）まちづくり部</p> <p>（4）財務部</p> <p>（5）入札検査部</p> <p>（6）生活環境部</p> <p><u>（7）健康部</u></p> <p><u>（8）福祉部</u>（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所がつかさどる事務を含む。）</p> <p><u>（9）産業経済部</u></p> <p><u>（10）建設部</u> （生活環境部の事務分掌）</p> <p>第7条 生活環境部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>（1）戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。</p> <p>（2）生活安全対策に関すること。</p> <p>（3）青少年健全育成に関すること。</p> <p>（4）交通安全に関すること。</p> <p>（5）防災に関すること。</p> <p><u>（6）環境保全に関すること。</u></p> <p><u>（7）廃棄物の処分及び資源化に関すること。</u></p> <p><u>（8）斎場に関すること。</u></p> <p><u>（9）墓地に関すること。</u></p> <p><u>（10）浄化槽に関すること。</u></p> <p><u>（健康部の事務分掌）</u></p> <p>第8条 <u>健康部</u>においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p><u>（1）健康に関すること。</u></p> <p><u>（2）地域医療に関すること。</u></p> <p><u>（3）診療所に関すること。</u></p> <p><u>（4）看護専門学校に関すること。</u></p> <p><u>（5）国民健康保険に関すること。</u></p>

<p>(健康福祉部の事務分掌)</p> <p><b>第8条</b> 健康福祉部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>健康に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域医療に関すること。</u></p> <p>(3) <u>診療所に関すること。</u></p> <p>(4) <u>看護専門学校に関すること。</u></p> <p>(5) <u>少子_____に関すること。</u></p> <p>(6) <u>福祉事務所に関すること。</u></p> <p>(7) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(8) <u>障がい福祉に関すること。</u></p> <p>(9) <u>地域包括ケアシステムに関すること。</u></p> <p>(産業経済部の事務分掌)</p> <p><b>第9条</b> 産業経済部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 農林水産に関すること。</p> <p>(2) 商工及び観光に関すること。</p> <p>(建設部の事務分掌)</p> <p><b>第10条</b> 建設部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 道路、河川その他の土木に関すること。</p> <p>(2) 住宅政策に関すること。</p> <p>(3) 開発行為等の許可に関すること。</p> <p>(4) 都市計画に関すること。</p> <p>(5) 農林業生産基盤整備に関すること。</p> <p>(6) 地籍調査に関すること。</p> <p>(支所の事務分掌)</p> <p><b>第11条</b> 市長は、法第155条第1項の規定に基づき、支所を設置し、第2条から前条までに規定する部の事務の一部を分掌させることができる。</p> <p>(その他)</p> <p><b>第12条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(6) <u>後期高齢者医療保険に関すること。</u></p> <p>(7) <u>福祉医療に関すること。</u></p> <p>(8) <u>国民年金に関すること。</u></p> <p>(福祉部_____の事務分掌)</p> <p><b>第9条</b> 福祉部_____においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>こども・子育て支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>社会福祉_____に関すること。</u></p> <p>(3) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(4) <u>障がい福祉に関すること。</u></p> <p>(産業経済部の事務分掌)</p> <p><b>第10条</b> 産業経済部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 農林水産に関すること。</p> <p>(2) 商工及び観光に関すること。</p> <p>(建設部の事務分掌)</p> <p><b>第11条</b> 建設部においては、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1) 道路、河川その他の土木に関すること。</p> <p>(2) 住宅政策に関すること。</p> <p>(3) 開発行為等の許可に関すること。</p> <p>(4) 都市計画に関すること。</p> <p>(5) 農林業生産基盤整備に関すること。</p> <p>(6) 地籍調査に関すること。</p> <p>(支所の事務分掌)</p> <p><b>第12条</b> 市長は、法第155条第1項の規定に基づき、支所を設置し、第2条から前条までに規定する部の事務の一部を分掌させることができる。</p> <p>(その他)</p> <p><b>第13条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
---	--

附則第2項関係

丹波市予防接種健康被害調査委員会条例（平成16年丹波市条例第135号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市予防接種健康被害調査委員会条例 平成16年11月1日 条例第135号 最終改正 令和元年12月24日条例第21号 (庶務)</p>	<p>○丹波市予防接種健康被害調査委員会条例 平成16年11月1日 条例第135号 最終改正 令和元年12月24日条例第21号 (庶務)</p>
<p>第8条 委員会の庶務は、<u>健康福祉部</u>において処理す</p>	<p>第8条 委員会の庶務は、<u>健康部_____</u>において処理す</p>

る。	る。
----	----

附則第3項関係

丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市子ども・子育て会議設置条例 平成25年9月30日 条例第41号 最終改正 令和5年6月27日条例第19号 (庶務) 第9条 子育て会議の庶務は、<u>健康福祉部</u>において処理する。</p>	<p>○丹波市子ども・子育て会議設置条例 平成25年9月30日 条例第41号 最終改正 令和5年6月27日条例第19号 (庶務) 第9条 子育て会議の庶務は、<u>福祉部</u>において処理する。</p>

附則第4項関係

丹波市障がい者施策推進協議会設置条例（平成28年丹波市条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市障がい者施策推進協議会設置条例 平成28年9月29日 条例第30号 最終改正 令和元年12月24日条例第21号 (庶務) 第10条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部</u>において処理する。</p>	<p>○丹波市障がい者施策推進協議会設置条例 平成28年9月29日 条例第30号 最終改正 令和元年12月24日条例第21号 (庶務) 第10条 協議会の庶務は、<u>福祉部</u>において処理する。</p>

附則第5項関係

丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例（平成30年丹波市条例第62号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例 平成30年12月25日 条例第62号 改正 令和元年12月24日条例第21号 (庶務) 第9条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部</u>において処理する。</p>	<p>○丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例 平成30年12月25日 条例第62号 改正 令和元年12月24日条例第21号 (庶務) 第9条 協議会の庶務は、<u>福祉部</u>において処理する。</p>

附則第6項関係

丹波市健康づくり推進協議会設置条例（令和3年丹波市条例第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市健康づくり推進協議会設置条例 令和3年12月24日 条例第37号 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部</u>において処理する。</p>	<p>○丹波市健康づくり推進協議会設置条例 令和3年12月24日 条例第37号 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>健康部</u>において処理する。</p>

る。

る。

附則第7項関係

丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例（令和4年丹波市条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例 令和4年9月30日 条例第22号 （庶務） 第8条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	○丹波市配偶者等からの暴力対策推進委員会設置条例 令和4年9月30日 条例第22号 （庶務） 第8条 委員会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

議案第107号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与が改定されることに伴い、国の取扱いに準拠し、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 給料表

民間給与との較差（2.76%）を解消するため、給料表を引上げ改定

(2) 期末・勤勉手当

ボーナスを引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ期末・勤勉手当に配分

ア 常勤一般職及び会計年度任用職員

期末・勤勉手当の支給月数0.10月の引上げ（4.50月→4.60月）

イ 再任用職員

期末・勤勉手当の支給月数0.05月の引上げ（2.35月→2.40月）

ウ 特定任期付職員 ※期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編

期末・勤勉手当の支給月数0.05月の引上げ（3.40月→3.45月）

（常勤一般職及び会計年度任用職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和6年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）
勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）
令和7年度 期末手当	1.25月	1.25月
以降 勤勉手当	1.05月	1.05月

（再任用職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和6年度 期末手当	0.6875月（支給済み）	0.7125月（現行0.6875月）
勤勉手当	0.4875月（支給済み）	0.5125月（現行0.4875月）
令和7年度 期末手当	0.7月	0.7月
以降 勤勉手当	0.5月	0.5月

（特定任期付職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和6年度 期末手当	1.70月（支給済み）	1.75月（現行1.70月）
勤勉手当	—	—
令和7年度 期末手当	0.95月	0.95月
以降 勤勉手当	0.775月	0.775月

(3) 地域手当

地域の民間賃金水準を給与に反映させるため、地域手当を新設し、給料等に級地区分ごとに定められる支給割合を乗じた額を支給

級地区分	支給割合	
	令和7年度	令和8年度
5級地	2%	4%

(4) 扶養手当

配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化及び少子化対策に対応するため、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円

(5) 管理職員特別勤務手当

緊急対応等の勤務実績に応じた処遇を確保するため、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大

支給対象	現行	改正後
週休日又は休日等 以外の日	午前0時から 午前5時まで	午後10時から 午前5時まで

(6) その他諸手当の改正

(7) その他字句の修正

3 改正する条例

- (1) 丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）
- (2) 丹波市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成16年丹波市条例第28号）
- (3) 丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年丹波市条例第31号）
- (4) 丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）
- (5) 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）
- (6) 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）

4 施行日

- (1) 公布の日（第1条、第8条、第10条関係）  
※適用日は、令和6年4月1日
- (2) 令和7年4月1日（第2条、第4条、第5条、第6条、第9条、第11条関係）
- (3) 令和8年4月1日（第3条、第7条、第12条関係）

5 新旧対照表

別紙のとおり

## 丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和5年12月25日条例第28号 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の122.5_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と_____する。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び<u>特定任期付職員</u>_____並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定について必要</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和5年12月25日条例第28号 (期末手当)</p> <p>第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と</u>する。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び<u>丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第7条第1項に規定する特定任期付職員</u>（以下「特定任期付職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定について必要</p>

な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の102.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の48.75 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第1(第7条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額						
定年	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500

な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第1(第7条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額						
定年	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,300	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,900	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,500	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,300	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	444,900
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				

53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				

104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	406,900	474,700
2	409,600	477,000
3	412,100	479,200
4	414,700	481,500
5	417,100	483,700
6	419,100	485,800
7	420,900	488,000
8	422,800	490,000
9	424,600	491,900
10	427,300	494,000
11	429,800	496,100
12	432,200	498,200
13	434,400	500,300
14	436,900	502,200
15	438,900	504,300
16	441,000	506,400

104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	426,700	484,400
2	428,700	486,200
3	430,700	488,000
4	432,600	489,800
5	434,500	491,600
6	436,100	493,300
7	437,700	495,000
8	439,300	496,700
9	440,900	498,400
10	442,700	500,500
11	444,500	502,600
12	446,300	504,700
13	448,100	506,700
14	449,900	508,600
15	451,700	510,700
16	453,500	512,700

17	<u>443,000</u>	<u>508,300</u>	17	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>
18	<u>445,200</u>	<u>510,300</u>	18	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>
19	<u>447,400</u>	<u>512,300</u>	19	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>
20	<u>449,500</u>	<u>514,100</u>	20	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>
21	<u>450,900</u>	<u>515,900</u>	21	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>
22	<u>453,300</u>	<u>517,700</u>	22	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>
23	<u>455,600</u>	<u>519,500</u>	23	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>
24	<u>457,800</u>	<u>521,300</u>	24	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>
25	<u>459,800</u>	<u>522,900</u>	25	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>
26	<u>462,100</u>	<u>524,700</u>	26	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>
27	<u>464,300</u>	<u>526,500</u>	27	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>
28	<u>466,600</u>	<u>528,300</u>	28	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>
29	<u>468,700</u>	<u>529,900</u>	29	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>
30	<u>470,900</u>	<u>531,700</u>	30	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>
31	<u>473,200</u>	<u>533,500</u>	31	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>
32	<u>475,300</u>	<u>535,300</u>	32	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>
33	<u>477,100</u>	<u>536,900</u>	33	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>
34	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>	34	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>
35	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>	35	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>
36	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>	36	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>
37	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>	37	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>
38	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>	38	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>
39	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>	39	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>
40	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>	40	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>
41	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>	41	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>
42	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>	42	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>
43	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>	43	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>
44	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>	44	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>
45	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>	45	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>
46	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>	46	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>
47	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>	47	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>
48	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>	48	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>
49	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>	49	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
50	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>	50	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>
51	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>	51	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
52	<u>509,500</u>	<u>561,800</u>	52	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>
53	<u>510,500</u>	<u>562,600</u>	53	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>
54	<u>511,800</u>	<u>563,500</u>	54	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>
55	<u>513,100</u>	<u>564,400</u>	55	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>
56	<u>514,400</u>	<u>565,300</u>	56	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>
57	<u>515,400</u>	<u>566,200</u>	57	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>
58	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>	58	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>
59	<u>517,000</u>	<u>568,000</u>	59	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>
60	<u>517,800</u>	<u>568,700</u>	60	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>
61	<u>518,700</u>	<u>569,600</u>	61	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>
62	<u>519,500</u>	<u>570,500</u>	62	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>
63	<u>520,400</u>	<u>571,400</u>	63	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>
64	<u>521,200</u>	<u>572,300</u>	64	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>
65	<u>522,100</u>	<u>573,200</u>	65	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>
66	<u>523,000</u>	<u>574,100</u>	66	<u>528,700</u>	<u>580,200</u>
67	<u>523,700</u>	<u>575,000</u>	67	<u>529,400</u>	<u>581,100</u>

68	524,600	575,900
69	525,500	576,800
70	526,300	577,700
71	527,200	578,600
72	528,100	579,500
73	528,900	580,400
74	529,800	581,300
75	530,700	582,200
76	531,400	583,100
77	532,200	584,000
78	533,100	584,900
79	534,000	585,800
80	534,900	586,700
81	535,700	587,600
82	536,600	588,500
83	537,500	589,400
84	538,400	590,300
85	539,200	591,200
86	540,100	592,100
87	541,000	593,000
88	541,900	593,900
89	542,700	594,800

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

68	530,300	582,000
69	531,200	582,900
70	532,000	583,800
71	532,900	584,700
72	533,800	585,600
73	534,600	586,500
74	535,500	587,400
75	536,400	588,300
76	537,100	589,200
77	537,900	590,100
78	538,800	591,000
79	539,700	591,900
80	540,600	592,800
81	541,400	593,700
82	542,300	594,600
83	543,200	595,500
84	544,100	596,400
85	544,900	597,300
86	545,800	598,200
87	546,700	599,100
88	547,600	600,000
89	548,400	600,900

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条関係

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和5年12月25日条例第28号 (給与の種類)</p> <p>第5条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例 平成16年11月1日 条例第47号 最終改正 令和5年12月25日条例第28号 (給与の種類)</p> <p>第5条 職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま</p>

での間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は\_\_\_\_\_、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第17条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が

での間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については3,000円、同項第3号\_\_\_\_\_から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間\_\_\_\_\_にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条 削除

生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

## 第18条 削除

(単身赴任手当)

第21条 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は出勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に出勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から出勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に出勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、

(地域手当)

第18条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の2を乗じて得た額を地域手当として支給する。

2 地域手当の支給については、第14条及び第15条の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第21条 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は出勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に出勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から出勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 新たに  
給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に出勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、

単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額\_\_\_\_\_に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた者にあつては、当該乗じて得た数に、その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第30条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合は、その職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間\_\_\_\_\_であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額\_\_\_\_\_とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関して必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基

単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた者にあつては、当該乗じて得た数に、その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第30条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務をした場合は、その職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の\_\_\_\_\_午前5時までの間(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額\_\_\_\_\_

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関して必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基

準日の属する月の規則で定める日（同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額 \_\_\_\_\_ の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額 \_\_\_\_\_ に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

準日の属する月の規則で定める日（同条及び第34条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第39条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125

\_\_\_\_\_ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と \_\_\_\_\_ する。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるもの及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額\_\_\_\_\_とする。

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤労手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤労手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第37条 第16条から第19条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（休職者の給与）

第39条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき、若しくは公務上の災害又は通勤による災害により丹波市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成16年丹波市条例第28号。以下「分限等条例」という。）第2条に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患又は精神障害にかかり法第28

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105

\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の50

\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤労手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤労手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第37条 第16条\_\_\_\_\_の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（休職者の給与）

第39条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき、若しくは公務上の災害又は通勤による災害により丹波市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成16年丹波市条例第28号。以下「分限等条例」という。）第2条に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患又は精神障害にかかり法第28

条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当\_\_\_\_\_、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当\_\_\_\_\_、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号又は分限等条例第2条（本条第1項に該当する事由を除く。）に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当\_\_\_\_\_及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第33条及び第34条の規定を準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは、「第39条第6項」と読み替えるものとする。

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700

条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号又は分限等条例第2条（本条第1項に該当する事由を除く。）に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第33条及び第34条の規定を準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは、「第39条第6項」と読み替えるものとする。

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700

14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	

14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	

65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				

65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				

116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医療職給料表  
(単位：円)

別表第2（第7条関係） 医療職給料表  
(単位：円)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	426,700	484,400
2	428,700	486,200
3	430,700	488,000
4	432,600	489,800
5	434,500	491,600
6	436,100	493,300
7	437,700	495,000
8	439,300	496,700
9	440,900	498,400
10	442,700	500,500
11	444,500	502,600
12	446,300	504,700
13	448,100	506,700
14	449,900	508,600
15	451,700	510,700
16	453,500	512,700
17	455,100	514,600
18	457,100	516,600
19	459,000	518,600
20	460,900	520,400
21	462,300	522,200
22	464,100	524,000
23	465,900	525,800
24	467,700	527,600
25	469,500	529,200
26	471,300	531,000
27	473,100	532,800
28	474,900	534,600

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	455,100	549,800
2	457,100	555,900
3	459,000	561,200
4	460,900	566,100
5	462,300	570,500
6	464,100	574,800
7	465,900	578,400
8	467,700	581,400
9	469,500	583,900
10	471,300	586,200
11	473,100	588,500
12	474,900	590,800
13	476,700	593,100
14	478,500	595,400
15	480,300	597,700
16	482,100	600,000
17	483,900	602,300
18	485,800	604,600
19	487,700	606,900
20	489,600	609,200
21	491,500	611,500
22	493,200	613,800
23	495,000	616,100
24	496,800	618,400
25	498,400	620,700
26	500,200	623,000
27	502,000	
28	503,600	

29	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>	29	<u>505,000</u>
30	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>	30	<u>506,700</u>
31	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>	31	<u>508,500</u>
32	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>	32	<u>510,200</u>
33	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>	33	<u>511,700</u>
34	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>	34	<u>513,000</u>
35	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>	35	<u>514,300</u>
36	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>	36	<u>515,600</u>
37	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>	37	<u>516,600</u>
38	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>	38	<u>517,900</u>
39	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>	39	<u>519,200</u>
40	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>	40	<u>520,500</u>
41	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>	41	<u>521,500</u>
42	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>	42	<u>522,300</u>
43	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>	43	<u>523,100</u>
44	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>	44	<u>523,900</u>
45	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>	45	<u>524,800</u>
46	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>	46	<u>525,600</u>
47	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>	47	<u>526,400</u>
48	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>	48	<u>527,100</u>
49	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>	49	<u>527,900</u>
50	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>	50	<u>528,700</u>
51	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>	51	<u>529,400</u>
52	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>	52	<u>530,300</u>
53	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>	53	<u>531,200</u>
54	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>	54	<u>532,000</u>
55	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>	55	<u>532,900</u>
56	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>	56	<u>533,800</u>
57	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>	57	<u>534,600</u>
58	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>	58	<u>535,500</u>
59	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>	59	<u>536,400</u>
60	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>	60	<u>537,100</u>
61	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>	61	<u>537,900</u>
62	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>	62	<u>538,800</u>
63	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>	63	<u>539,700</u>
64	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>	64	<u>540,600</u>
65	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>	65	<u>541,400</u>
66	<u>528,700</u>	<u>580,200</u>	66	<u>542,300</u>
67	<u>529,400</u>	<u>581,100</u>	67	<u>543,200</u>
68	<u>530,300</u>	<u>582,000</u>	68	<u>544,100</u>
69	<u>531,200</u>	<u>582,900</u>	69	<u>544,900</u>
70	<u>532,000</u>	<u>583,800</u>	70	<u>545,800</u>
71	<u>532,900</u>	<u>584,700</u>	71	<u>546,700</u>
72	<u>533,800</u>	<u>585,600</u>	72	<u>547,600</u>
73	<u>534,600</u>	<u>586,500</u>	73	<u>548,400</u>
74	<u>535,500</u>	<u>587,400</u>	74	
75	<u>536,400</u>	<u>588,300</u>	75	
76	<u>537,100</u>	<u>589,200</u>	76	
77	<u>537,900</u>	<u>590,100</u>	77	
78	<u>538,800</u>	<u>591,000</u>	78	
79	<u>539,700</u>	<u>591,900</u>	79	



<p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第18条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の2</u>を乗じて得た額を地域手当として支給する。</p> <p>2 地域手当の支給については、第14条及び第15条の規定を準用する。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第21条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれかにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第18条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の4</u>を乗じて得た額を地域手当として支給する。</p> <p>2 地域手当の支給については、第14条及び第15条の規定を準用する。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第21条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれかにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、規則で定める。</p>
---	---

第4条関係

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第28号</p> <p>最終改正 令和2年3月10日条例第8号</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第8条 減給は、6箇月以下の期間、給料の月額_____（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）第17条第1項から第3項までに規定する報酬の額</u>）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>○丹波市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第28号</p> <p>最終改正 令和2年3月10日条例第8号</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第8条 減給は、6箇月以下の期間、給料の月額及び<u>これに対する地域手当の月額合計額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>これらに相当する</u>_____報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

第5条関係

丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年丹波市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第31号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号</p> <p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外の者をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下次条及び第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当_____のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び<u>期末手当</u>_____を支給することができる。</p>	<p>○丹波市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第31号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号</p> <p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外の者をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下次条及び第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p>

第6条関係

丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p>	<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p>

平成16年11月1日

条例第220号

最終改正 令和5年12月25日条例第28号

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、扶養手当\_\_\_\_\_、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。

## 第5条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第13条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は第10条第2項に定める休日等に勤務した場合は、その職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間\_\_\_\_\_であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第16条の2 特定任期付職員業績手当は、丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

(会計年度任用企業職員の給与)

第21条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料\_\_\_\_\_、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末

平成16年11月1日

条例第220号

最終改正 令和5年12月25日条例第28号

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当\_\_\_\_\_とする。

(地域手当)

第5条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の2を乗じて得た額を地域手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第13条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は第10条第2項に定める休日等に勤務した場合は、その職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）\_\_\_\_\_であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(会計年度任用企業職員の給与)

第21条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末

手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料\_\_\_\_\_、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年丹波市条例第12号)の規定を準用する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条 第4条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(特定任期付職員についての適用除外等)

第23条 第3条第2項、第4条、第6条、第12条及び第16条の規定は、特定任期付職員

\_\_\_\_\_には適用しない。

2 特定任期付職員に対する第13条及び第14条の規定の適用については、第13条中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び特定任期付職員」と、第14条中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び特定任期付職員」とする。

手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年丹波市条例第12号)の規定を準用する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条 第4条\_\_\_\_\_の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(特定任期付職員についての適用除外等)

第23条 第3条第2項、第4条及び第12条\_\_\_\_\_の規定は、丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には適用しない。

2 特定任期付職員に対する第13条及び第14条の規定の適用については、第13条中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び特定任期付職員」と、第14条中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び特定任期付職員」とする。

第7条関係

丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年丹波市条例第220号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第220号 最終改正 令和5年12月25日条例第28号 (扶養手当)</p> <p>第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p>	<p>○丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第220号 最終改正 令和5年12月25日条例第28号 (扶養手当)</p> <p>第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p>

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者  
(地域手当)

第5条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の2を乗じて得た額を地域手当として支給する。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者

と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者  
(地域手当)

第5条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の4を乗じて得た額を地域手当として支給する。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

第8条関係

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和5年12月25日条例第28号 (特定任期付職員の給与の特例)		○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年9月29日 条例第27号 最終改正 令和5年12月25日条例第28号 (特定任期付職員の給与の特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である職員及び技能労務職員(地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である職員及び技能労務職員(地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	380,000	1	392,000
2	427,000	2	440,000
3	477,000	3	492,000
4	539,000	4	555,000
5	615,000	5	634,000
6	718,000	6	740,000

7	839,000
2	任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
3	任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
4	任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
5	第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)
第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。	
2	特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。
3	給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。
4	任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

7	864,000
2	任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
3	任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
4	任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
5	第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)
第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。	
2	特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。
3	給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。
4	任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第9条関係

丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年丹波市条例第27号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関	○丹波市一般職の任期付職員の採用等に関

する条例

平成28年 9 月29日

条例第27号

最終改正 令和 5 年12月25日 条例第28号

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条、第29条及び第35条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成

する条例

平成28年 9 月29日

条例第27号

最終改正 令和 5 年12月25日 条例第28号

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員及び技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を、同表に掲げる7号給の給料額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定

は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第17条、第19条及び第29条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成

28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

28年丹波市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「100分の125

」とあるのは「100分の95」と、給与条例第35条中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」とする。

3 給与条例第16条、第17条、第19条及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第20条第2項第2号及び第24条第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第10条関係

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例			○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例		
令和元年9月30日 条例第12号			令和元年9月30日 条例第12号		
最終改正 令和5年12月25日条例第28号			最終改正 令和5年12月25日条例第28号		
別表第1（第4条関係） 行政職給料表			別表第1（第4条関係） 行政職給料表		
（単位：円）			（単位：円）		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	162,100	208,000	1	183,500	230,000
2	163,200	209,700	2	184,600	231,500
3	164,400	211,400	3	185,800	233,000
4	165,500	212,900	4	186,900	234,500
5	166,600	214,400	5	188,000	236,000
6	167,700	216,200	6	189,700	237,500
7	168,800	217,900	7	191,300	239,000
8	169,900	219,600	8	192,900	240,500
9	170,900	221,100	9	194,500	242,000
10	172,300	222,600	10	196,200	243,400
11	173,600	224,100	11	197,800	244,800
12	174,900	225,600	12	199,400	246,200
13	176,100	226,800	13	201,000	247,400
14	177,600	228,200	14	202,700	248,600
15	179,100	229,600	15	204,400	249,800
16	180,700	231,000	16	206,100	251,000
17	181,800	232,400	17	207,400	252,100
18	183,200	234,000	18	209,000	253,200
19	184,600	235,500	19	210,600	254,300

20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>

20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>

71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
94		<u>295,900</u>
95		<u>296,200</u>
96		<u>296,600</u>
97		<u>296,800</u>
98		<u>297,100</u>
99		<u>297,500</u>
100		<u>297,900</u>
101		<u>298,100</u>
102		<u>298,400</u>
103		<u>298,800</u>
104		<u>299,100</u>
105		<u>299,300</u>
106		<u>299,600</u>
107		<u>300,000</u>
108		<u>300,300</u>
109		<u>300,500</u>
110		<u>300,900</u>
111		<u>301,300</u>
112		<u>301,600</u>
113		<u>301,800</u>
114		<u>302,000</u>
115		<u>302,300</u>
116		<u>302,700</u>
117		<u>302,900</u>
118		<u>303,100</u>
119		<u>303,400</u>
120		<u>303,700</u>
121		<u>304,100</u>

71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>
94		<u>299,400</u>
95		<u>299,700</u>
96		<u>300,100</u>
97		<u>300,300</u>
98		<u>300,600</u>
99		<u>301,000</u>
100		<u>301,400</u>
101		<u>301,600</u>
102		<u>301,900</u>
103		<u>302,200</u>
104		<u>302,500</u>
105		<u>302,700</u>
106		<u>303,000</u>
107		<u>303,300</u>
108		<u>303,600</u>
109		<u>303,800</u>
110		<u>304,200</u>
111		<u>304,600</u>
112		<u>304,900</u>
113		<u>305,100</u>
114		<u>305,300</u>
115		<u>305,600</u>
116		<u>306,000</u>
117		<u>306,200</u>
118		<u>306,400</u>
119		<u>306,700</u>
120		<u>307,000</u>
121		<u>307,400</u>

122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	406,900	474,700
2	409,600	477,000
3	412,100	479,200
4	414,700	481,500
5	417,100	483,700
6	419,100	485,800
7	420,900	488,000
8	422,800	490,000
9	424,600	491,900
10	427,300	494,000
11	429,800	496,100
12	432,200	498,200
13	434,400	500,300
14	436,900	502,200
15	438,900	504,300
16	441,000	506,400
17	443,000	508,300
18	445,200	510,300
19	447,400	512,300
20	449,500	514,100
21	450,900	515,900
22	453,300	517,700
23	455,600	519,500
24	457,800	521,300
25	459,800	522,900
26	462,100	524,700
27	464,300	526,500
28	466,600	528,300
29	468,700	529,900
30	470,900	531,700
31	473,200	533,500
32	475,300	535,300
33	477,100	536,900
34	479,200	538,700
35	481,300	540,400
36	483,300	542,100
37	485,400	543,700
38	487,100	545,300
39	488,900	546,700
40	490,700	548,300

122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	426,700	484,400
2	428,700	486,200
3	430,700	488,000
4	432,600	489,800
5	434,500	491,600
6	436,100	493,300
7	437,700	495,000
8	439,300	496,700
9	440,900	498,400
10	442,700	500,500
11	444,500	502,600
12	446,300	504,700
13	448,100	506,700
14	449,900	508,600
15	451,700	510,700
16	453,500	512,700
17	455,100	514,600
18	457,100	516,600
19	459,000	518,600
20	460,900	520,400
21	462,300	522,200
22	464,100	524,000
23	465,900	525,800
24	467,700	527,600
25	469,500	529,200
26	471,300	531,000
27	473,100	532,800
28	474,900	534,600
29	476,700	536,200
30	478,500	538,000
31	480,300	539,800
32	482,100	541,500
33	483,900	543,100
34	485,800	544,900
35	487,700	546,600
36	489,600	548,300
37	491,500	549,800
38	493,200	551,400
39	495,000	552,800
40	496,800	554,400

41	492,300	549,800
42	494,100	551,200
43	495,900	552,600
44	497,500	553,900
45	498,900	555,100
46	500,600	556,100
47	502,400	557,100
48	504,100	558,100
49	505,600	559,100
50	506,900	560,000
51	508,200	560,900
52	509,500	561,800
53	510,500	562,600
54	511,800	563,500
55	513,100	564,400
56	514,400	565,300
57	515,400	566,200
58	516,200	567,100
59	517,000	568,000
60	517,800	568,700
61	518,700	569,600
62	519,500	570,500
63	520,400	571,400
64	521,200	572,300
65	522,100	573,200
66	523,000	574,100
67	523,700	575,000
68	524,600	575,900
69	525,500	576,800
70	526,300	577,700
71	527,200	578,600
72	528,100	579,500
73	528,900	580,400
74	529,800	581,300
75	530,700	582,200
76	531,400	583,100
77	532,200	584,000
78	533,100	584,900
79	534,000	585,800
80	534,900	586,700
81	535,700	587,600
82	536,600	588,500
83	537,500	589,400
84	538,400	590,300
85	539,200	591,200
86	540,100	592,100
87	541,000	593,000
88	541,900	593,900
89	542,700	594,800

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに

41	498,400	555,900
42	500,200	557,300
43	502,000	558,700
44	503,600	560,000
45	505,000	561,200
46	506,700	562,200
47	508,500	563,200
48	510,200	564,200
49	511,700	565,200
50	513,000	566,100
51	514,300	567,000
52	515,600	567,900
53	516,600	568,700
54	517,900	569,600
55	519,200	570,500
56	520,500	571,400
57	521,500	572,300
58	522,300	573,200
59	523,100	574,100
60	523,900	574,800
61	524,800	575,700
62	525,600	576,600
63	526,400	577,500
64	527,100	578,400
65	527,900	579,300
66	528,700	580,200
67	529,400	581,100
68	530,300	582,000
69	531,200	582,900
70	532,000	583,800
71	532,900	584,700
72	533,800	585,600
73	534,600	586,500
74	535,500	587,400
75	536,400	588,300
76	537,100	589,200
77	537,900	590,100
78	538,800	591,000
79	539,700	591,900
80	540,600	592,800
81	541,400	593,700
82	542,300	594,600
83	543,200	595,500
84	544,100	596,400
85	544,900	597,300
86	545,800	598,200
87	546,700	599,100
88	547,600	600,000
89	548,400	600,900

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに

適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	147,100	159,500
2	148,100	160,600
3	149,100	161,800
4	150,100	162,900
5	151,200	164,000
6	152,300	165,400
7	153,400	166,700
8	154,400	167,900
9	155,300	169,000
10	156,400	170,200
11	157,500	171,400
12	158,600	172,600
13	159,500	173,700
14	160,600	175,200
15	161,800	176,700
16	162,900	178,200
17	164,000	179,600
18	165,400	181,000
19	166,700	182,500
20	167,900	184,000
21	169,000	185,400
22	170,200	187,100
23	171,400	188,800
24	172,600	190,500
25	173,700	192,200
26	175,200	193,300
27	176,700	194,700
28	178,200	195,800
29	179,600	200,200
30	181,000	201,200
31	182,500	202,200
32	184,000	203,000
33	185,400	203,700
34	187,100	205,200
35	188,800	206,500
36	190,500	207,600
37	192,200	208,900
38	193,300	209,600
39	194,700	210,400
40	195,800	211,100
41	200,200	212,200
42	201,200	213,100
43	202,200	214,000
44	203,000	214,800
45	203,700	219,900
46	205,200	221,000

適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	166,500	180,600
2	167,700	181,800
3	168,800	183,100
4	169,900	184,400
5	171,200	185,700
6	172,400	187,400
7	173,600	189,100
8	174,800	190,800
9	175,800	192,500
10	177,000	194,200
11	178,300	195,800
12	179,500	197,400
13	180,600	199,000
14	181,800	200,500
15	183,100	202,000
16	184,400	203,500
17	185,700	205,000
18	187,400	206,500
19	189,100	208,000
20	190,800	209,500
21	192,500	211,000
22	194,200	212,400
23	195,800	213,800
24	197,400	215,200
25	199,000	216,600
26	200,500	217,700
27	202,000	218,800
28	203,500	219,900
29	205,000	227,700
30	206,500	228,500
31	208,000	229,300
32	209,500	230,100
33	211,000	230,800
34	212,400	231,600
35	213,800	232,400
36	215,200	233,200
37	216,600	234,000
38	217,700	234,700
39	218,800	235,400
40	219,900	236,100
41	227,700	236,800
42	228,500	237,400
43	229,300	238,000
44	230,100	238,600
45	230,800	244,600
46	231,600	245,400

47	<u>206,500</u>	<u>221,900</u>
48	<u>207,600</u>	<u>222,800</u>
49	<u>208,900</u>	<u>223,800</u>
50	<u>209,600</u>	<u>225,100</u>
51	<u>210,400</u>	<u>226,300</u>
52	<u>211,100</u>	<u>227,400</u>
53	<u>212,200</u>	<u>228,700</u>
54	<u>213,100</u>	<u>230,300</u>
55	<u>214,000</u>	<u>231,800</u>
56	<u>214,800</u>	<u>233,000</u>
57	<u>219,900</u>	<u>234,100</u>
58	<u>221,000</u>	<u>235,300</u>
59	<u>221,900</u>	<u>236,500</u>
60	<u>222,800</u>	<u>237,400</u>
61	<u>223,800</u>	<u>238,000</u>
62	<u>225,100</u>	<u>238,400</u>
63	<u>226,300</u>	<u>238,800</u>
64	<u>227,400</u>	<u>239,300</u>
65	<u>228,700</u>	<u>239,800</u>
66	<u>230,300</u>	<u>241,100</u>
67	<u>231,800</u>	<u>242,300</u>
68	<u>233,000</u>	<u>243,200</u>
69	<u>234,100</u>	<u>244,300</u>
70	<u>235,300</u>	<u>245,500</u>
71	<u>236,500</u>	<u>246,700</u>
72	<u>237,400</u>	<u>247,900</u>
73	<u>238,000</u>	<u>248,700</u>
74	<u>238,400</u>	<u>249,800</u>
75	<u>238,800</u>	<u>251,000</u>
76	<u>239,300</u>	<u>252,100</u>
77	<u>239,800</u>	<u>253,200</u>
78	<u>241,100</u>	<u>254,100</u>
79	<u>242,300</u>	<u>255,000</u>
80	<u>243,200</u>	<u>256,000</u>
81	<u>244,300</u>	<u>260,200</u>
82	<u>245,500</u>	<u>261,400</u>
83	<u>246,700</u>	<u>262,400</u>
84	<u>247,900</u>	<u>263,500</u>
85	<u>248,700</u>	<u>264,200</u>
86	<u>249,800</u>	<u>265,200</u>
87	<u>251,000</u>	<u>266,100</u>
88	<u>252,100</u>	<u>267,000</u>
89	<u>253,200</u>	<u>267,600</u>
90	<u>254,100</u>	<u>268,300</u>
91	<u>255,000</u>	<u>269,100</u>
92	<u>256,000</u>	<u>269,900</u>
93	<u>260,200</u>	<u>270,700</u>
94	<u>261,400</u>	<u>271,500</u>
95	<u>262,400</u>	<u>272,300</u>
96	<u>263,500</u>	<u>273,100</u>
97	<u>264,200</u>	<u>273,800</u>

47	<u>232,400</u>	<u>246,200</u>
48	<u>233,200</u>	<u>246,900</u>
49	<u>234,000</u>	<u>247,600</u>
50	<u>234,700</u>	<u>248,700</u>
51	<u>235,400</u>	<u>249,700</u>
52	<u>236,100</u>	<u>250,700</u>
53	<u>236,800</u>	<u>251,700</u>
54	<u>237,400</u>	<u>252,900</u>
55	<u>238,000</u>	<u>254,000</u>
56	<u>238,600</u>	<u>255,000</u>
57	<u>244,600</u>	<u>256,100</u>
58	<u>245,400</u>	<u>257,100</u>
59	<u>246,200</u>	<u>258,000</u>
60	<u>246,900</u>	<u>258,500</u>
61	<u>247,600</u>	<u>259,100</u>
62	<u>248,700</u>	<u>259,500</u>
63	<u>249,700</u>	<u>259,900</u>
64	<u>250,700</u>	<u>260,400</u>
65	<u>251,700</u>	<u>260,900</u>
66	<u>252,900</u>	<u>261,400</u>
67	<u>254,000</u>	<u>261,900</u>
68	<u>255,000</u>	<u>262,500</u>
69	<u>256,100</u>	<u>263,300</u>
70	<u>257,100</u>	<u>263,900</u>
71	<u>258,000</u>	<u>264,500</u>
72	<u>258,500</u>	<u>265,300</u>
73	<u>259,100</u>	<u>266,100</u>
74	<u>259,500</u>	<u>266,800</u>
75	<u>259,900</u>	<u>267,400</u>
76	<u>260,400</u>	<u>268,200</u>
77	<u>260,900</u>	<u>269,000</u>
78	<u>261,400</u>	<u>269,700</u>
79	<u>261,900</u>	<u>270,400</u>
80	<u>262,500</u>	<u>271,100</u>
81	<u>263,300</u>	<u>276,800</u>
82	<u>263,900</u>	<u>277,800</u>
83	<u>264,500</u>	<u>278,800</u>
84	<u>265,300</u>	<u>279,700</u>
85	<u>266,100</u>	<u>280,400</u>
86	<u>266,800</u>	<u>281,100</u>
87	<u>267,400</u>	<u>281,800</u>
88	<u>268,200</u>	<u>282,500</u>
89	<u>269,000</u>	<u>283,100</u>
90	<u>269,700</u>	<u>283,700</u>
91	<u>270,400</u>	<u>284,300</u>
92	<u>271,100</u>	<u>284,900</u>
93	<u>276,800</u>	<u>285,500</u>
94	<u>277,800</u>	<u>286,100</u>
95	<u>278,800</u>	<u>286,700</u>
96	<u>279,700</u>	<u>287,200</u>
97	<u>280,400</u>	<u>287,700</u>

98	<u>265,200</u>	<u>274,800</u>
99	<u>266,100</u>	<u>275,700</u>
100	<u>267,000</u>	<u>276,500</u>
101	<u>267,600</u>	<u>277,400</u>
102	<u>268,300</u>	<u>278,000</u>
103	<u>269,100</u>	<u>278,700</u>
104	<u>269,900</u>	<u>279,400</u>
105	<u>270,700</u>	<u>279,900</u>
106	<u>271,500</u>	<u>280,600</u>
107	<u>272,300</u>	<u>281,400</u>
108	<u>273,100</u>	<u>282,100</u>
109	<u>273,800</u>	<u>282,900</u>
110	<u>274,800</u>	<u>283,800</u>
111	<u>275,700</u>	<u>284,600</u>
112	<u>276,500</u>	<u>285,400</u>
113	<u>277,400</u>	<u>286,100</u>
114	<u>278,000</u>	<u>287,000</u>
115	<u>278,700</u>	<u>287,900</u>
116	<u>279,400</u>	<u>288,800</u>
117	<u>279,900</u>	<u>296,900</u>
118	<u>280,600</u>	<u>298,600</u>
119	<u>281,400</u>	<u>300,300</u>
120	<u>282,100</u>	<u>301,800</u>
121	<u>282,900</u>	<u>303,100</u>
122	<u>283,800</u>	<u>304,600</u>
123	<u>284,600</u>	<u>306,000</u>
124	<u>285,400</u>	<u>307,300</u>
125	<u>286,100</u>	<u>308,800</u>
126	<u>287,000</u>	<u>310,300</u>
127	<u>287,900</u>	<u>311,900</u>
128	<u>288,800</u>	<u>313,500</u>
129	<u>289,400</u>	<u>314,500</u>
130	<u>290,200</u>	<u>315,900</u>
131	<u>291,000</u>	<u>317,200</u>
132	<u>291,800</u>	<u>318,500</u>
133	<u>292,400</u>	<u>319,600</u>
134	<u>293,400</u>	<u>321,000</u>
135	<u>294,400</u>	<u>322,400</u>
136	<u>295,300</u>	<u>323,800</u>
137	<u>296,200</u>	<u>325,300</u>
138	<u>297,200</u>	<u>326,500</u>
139	<u>298,200</u>	<u>327,800</u>
140	<u>299,200</u>	<u>329,000</u>
141	<u>299,700</u>	<u>330,000</u>
142	<u>300,500</u>	<u>330,900</u>
143	<u>301,300</u>	<u>332,000</u>
144	<u>302,100</u>	<u>333,100</u>
145	<u>302,700</u>	<u>334,200</u>
146	<u>303,600</u>	<u>335,200</u>
147	<u>304,400</u>	<u>336,200</u>
148	<u>305,200</u>	<u>337,200</u>

98	<u>281,100</u>	<u>288,200</u>
99	<u>281,800</u>	<u>288,700</u>
100	<u>282,500</u>	<u>289,100</u>
101	<u>283,100</u>	<u>289,500</u>
102	<u>283,700</u>	<u>289,900</u>
103	<u>284,300</u>	<u>290,300</u>
104	<u>284,900</u>	<u>290,700</u>
105	<u>285,500</u>	<u>291,100</u>
106	<u>286,100</u>	<u>291,500</u>
107	<u>286,700</u>	<u>291,900</u>
108	<u>287,200</u>	<u>292,300</u>
109	<u>287,700</u>	<u>292,700</u>
110	<u>288,200</u>	<u>293,100</u>
111	<u>288,700</u>	<u>293,500</u>
112	<u>289,100</u>	<u>293,900</u>
113	<u>289,500</u>	<u>294,300</u>
114	<u>289,900</u>	<u>294,800</u>
115	<u>290,300</u>	<u>295,300</u>
116	<u>290,700</u>	<u>295,800</u>
117	<u>291,100</u>	<u>308,100</u>
118	<u>291,500</u>	<u>309,500</u>
119	<u>291,900</u>	<u>310,800</u>
120	<u>292,300</u>	<u>312,000</u>
121	<u>292,700</u>	<u>313,000</u>
122	<u>293,100</u>	<u>314,200</u>
123	<u>293,500</u>	<u>315,400</u>
124	<u>293,900</u>	<u>316,500</u>
125	<u>294,300</u>	<u>317,600</u>
126	<u>294,800</u>	<u>318,700</u>
127	<u>295,300</u>	<u>319,800</u>
128	<u>295,800</u>	<u>320,900</u>
129	<u>296,300</u>	<u>321,900</u>
130	<u>296,800</u>	<u>323,000</u>
131	<u>297,300</u>	<u>324,100</u>
132	<u>297,800</u>	<u>325,200</u>
133	<u>298,300</u>	<u>326,200</u>
134	<u>299,000</u>	<u>327,300</u>
135	<u>299,600</u>	<u>328,400</u>
136	<u>300,300</u>	<u>329,400</u>
137	<u>301,200</u>	<u>330,400</u>
138	<u>302,200</u>	<u>331,400</u>
139	<u>303,200</u>	<u>332,400</u>
140	<u>304,100</u>	<u>333,400</u>
141	<u>304,600</u>	<u>334,400</u>
142	<u>305,400</u>	<u>335,300</u>
143	<u>306,200</u>	<u>336,400</u>
144	<u>307,000</u>	<u>337,400</u>
145	<u>307,500</u>	<u>338,400</u>
146	<u>308,400</u>	<u>339,400</u>
147	<u>309,200</u>	<u>340,400</u>
148	<u>310,000</u>	<u>341,300</u>

149	305,700	338,100
150	306,700	339,000
151	307,700	339,900
152	308,700	340,800
153	309,300	341,700
154	310,200	342,700
155	311,100	343,700
156	311,900	344,600
157	312,500	345,500
158	313,300	346,400
159	314,100	347,300
160	314,900	348,100
161	315,500	348,900
162	316,200	349,700
163	316,800	350,500
164	317,500	351,200
165	318,100	351,900
166	318,700	352,600
167	319,300	353,200
168	319,900	353,800
169	320,300	354,200
170	320,900	355,000
171	321,500	355,800
172	322,100	356,500
173	322,600	356,900
174	323,300	357,600
175	324,000	358,200
176	324,500	358,800
177	324,700	359,200
178	325,300	359,800
179	325,900	360,400
180	326,400	361,000
181	326,600	361,500
182	327,300	362,100
183	328,000	362,700
184	328,700	363,300
185	329,000	363,800
186	329,600	
187	330,100	
188	330,600	
189	330,800	
190	331,400	
191	331,900	
192	332,500	
193	333,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

149	310,500	342,200
150	311,400	343,100
151	312,400	344,000
152	313,400	344,900
153	314,000	345,800
154	314,900	346,800
155	315,700	347,800
156	316,500	348,700
157	317,100	349,600
158	317,900	350,500
159	318,700	351,400
160	319,400	352,200
161	320,000	353,000
162	320,700	353,800
163	321,300	354,600
164	321,900	355,300
165	322,500	356,000
166	323,100	356,700
167	323,700	357,300
168	324,200	357,900
169	324,600	358,300
170	325,200	359,100
171	325,800	359,900
172	326,300	360,600
173	326,800	361,000
174	327,500	361,700
175	328,200	362,300
176	328,600	362,900
177	328,800	363,300
178	329,400	363,900
179	330,000	364,500
180	330,400	365,100
181	330,600	365,600
182	331,300	366,200
183	331,900	366,800
184	332,600	367,400
185	332,900	367,900
186	333,500	
187	333,900	
188	334,400	
189	334,600	
190	335,100	
191	335,600	
192	336,200	
193	336,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

第11条関係

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年9月30日 条例第12号</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和5年12月25日条例第28号</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料_____、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。</p> <p style="text-align: center;">（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第15条 第9条において準用する給与条例第24条、第10条において準用する給与条例第25条及び第11条並びに次条において準用する給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員にあつては、当該乗じて得た数に、同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年9月30日 条例第12号</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和5年12月25日条例第28号</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、<u>地域手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。</p> <p style="text-align: center;">（地域手当）</p> <p><u>第7条の2 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第15条 第9条において準用する給与条例第24条、第10条において準用する給与条例第25条及び第11条並びに次条において準用する給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員にあつては、当該乗じて得た数に、同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">（地域手当に相当する報酬）</p> <p><u>第17条の2 パートタイム会計年度任用職員には、前条の規定による報酬の額に100分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を地域手当に相当する報酬として支給する。</u></p>

(期末手当)

第22条 給与条例第32条から第34条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第32条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額\_\_\_\_\_」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第22条の2 給与条例第35条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額\_\_\_\_\_」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第2(第4条関係) 医療職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	426,700	484,400

(期末手当)

第22条 給与条例第32条から第34条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第32条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第22条の2 給与条例第35条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第2(第4条関係) 医療職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	455,100	549,800

2	<u>428,700</u>	<u>486,200</u>
3	<u>430,700</u>	<u>488,000</u>
4	<u>432,600</u>	<u>489,800</u>
5	<u>434,500</u>	<u>491,600</u>
6	<u>436,100</u>	<u>493,300</u>
7	<u>437,700</u>	<u>495,000</u>
8	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>
9	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>
10	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>
11	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>
12	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>
13	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>
14	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>
15	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>
16	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>
17	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>
18	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>
19	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>
20	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>
21	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>
22	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>
23	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>
24	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>
25	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>
26	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>
27	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>
28	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>
29	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>
30	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>
31	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>
32	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>
33	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>
34	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>
35	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>
36	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>
37	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>
38	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>
39	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>
40	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>
41	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>
42	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>
43	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>
44	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>
45	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>
46	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>
47	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>
48	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>
49	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
50	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>
51	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
52	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>

2	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>
3	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>
4	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>
5	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>
6	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>
7	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>
8	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>
9	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>
10	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>
11	<u>473,100</u>	<u>588,500</u>
12	<u>474,900</u>	<u>590,800</u>
13	<u>476,700</u>	<u>593,100</u>
14	<u>478,500</u>	<u>595,400</u>
15	<u>480,300</u>	<u>597,700</u>
16	<u>482,100</u>	<u>600,000</u>
17	<u>483,900</u>	<u>602,300</u>
18	<u>485,800</u>	<u>604,600</u>
19	<u>487,700</u>	<u>606,900</u>
20	<u>489,600</u>	<u>609,200</u>
21	<u>491,500</u>	<u>611,500</u>
22	<u>493,200</u>	<u>613,800</u>
23	<u>495,000</u>	<u>616,100</u>
24	<u>496,800</u>	<u>618,400</u>
25	<u>498,400</u>	<u>620,700</u>
26	<u>500,200</u>	<u>623,000</u>
27	<u>502,000</u>	
28	<u>503,600</u>	
29	<u>505,000</u>	
30	<u>506,700</u>	
31	<u>508,500</u>	
32	<u>510,200</u>	
33	<u>511,700</u>	
34	<u>513,000</u>	
35	<u>514,300</u>	
36	<u>515,600</u>	
37	<u>516,600</u>	
38	<u>517,900</u>	
39	<u>519,200</u>	
40	<u>520,500</u>	
41	<u>521,500</u>	
42	<u>522,300</u>	
43	<u>523,100</u>	
44	<u>523,900</u>	
45	<u>524,800</u>	
46	<u>525,600</u>	
47	<u>526,400</u>	
48	<u>527,100</u>	
49	<u>527,900</u>	
50	<u>528,700</u>	
51	<u>529,400</u>	
52	<u>530,300</u>	

53	516,600	568,700
54	517,900	569,600
55	519,200	570,500
56	520,500	571,400
57	521,500	572,300
58	522,300	573,200
59	523,100	574,100
60	523,900	574,800
61	524,800	575,700
62	525,600	576,600
63	526,400	577,500
64	527,100	578,400
65	527,900	579,300
66	528,700	580,200
67	529,400	581,100
68	530,300	582,000
69	531,200	582,900
70	532,000	583,800
71	532,900	584,700
72	533,800	585,600
73	534,600	586,500
74	535,500	587,400
75	536,400	588,300
76	537,100	589,200
77	537,900	590,100
78	538,800	591,000
79	539,700	591,900
80	540,600	592,800
81	541,400	593,700
82	542,300	594,600
83	543,200	595,500
84	544,100	596,400
85	544,900	597,300
86	545,800	598,200
87	546,700	599,100
88	547,600	600,000
89	548,400	600,900

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	166,500	180,600
2	167,700	181,800
3	168,800	183,100
4	169,900	184,400
5	171,200	185,700
6	172,400	187,400
7	173,600	189,100

53	531,200	
54	532,000	
55	532,900	
56	533,800	
57	534,600	
58	535,500	
59	536,400	
60	537,100	
61	537,900	
62	538,800	
63	539,700	
64	540,600	
65	541,400	
66	542,300	
67	543,200	
68	544,100	
69	544,900	
70	545,800	
71	546,700	
72	547,600	
73	548,400	
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	185,700	205,000
2	187,400	206,500
3	189,100	208,000
4	190,800	209,500
5	192,500	211,000
6	194,200	212,400
7	195,800	213,800

8	<u>174,800</u>	<u>190,800</u>
9	<u>175,800</u>	<u>192,500</u>
10	<u>177,000</u>	<u>194,200</u>
11	<u>178,300</u>	<u>195,800</u>
12	<u>179,500</u>	<u>197,400</u>
13	<u>180,600</u>	<u>199,000</u>
14	<u>181,800</u>	<u>200,500</u>
15	<u>183,100</u>	<u>202,000</u>
16	<u>184,400</u>	<u>203,500</u>
17	<u>185,700</u>	<u>205,000</u>
18	<u>187,400</u>	<u>206,500</u>
19	<u>189,100</u>	<u>208,000</u>
20	<u>190,800</u>	<u>209,500</u>
21	<u>192,500</u>	<u>211,000</u>
22	<u>194,200</u>	<u>212,400</u>
23	<u>195,800</u>	<u>213,800</u>
24	<u>197,400</u>	<u>215,200</u>
25	<u>199,000</u>	<u>216,600</u>
26	<u>200,500</u>	<u>217,700</u>
27	<u>202,000</u>	<u>218,800</u>
28	<u>203,500</u>	<u>219,900</u>
29	<u>205,000</u>	<u>227,700</u>
30	<u>206,500</u>	<u>228,500</u>
31	<u>208,000</u>	<u>229,300</u>
32	<u>209,500</u>	<u>230,100</u>
33	<u>211,000</u>	<u>230,800</u>
34	<u>212,400</u>	<u>231,600</u>
35	<u>213,800</u>	<u>232,400</u>
36	<u>215,200</u>	<u>233,200</u>
37	<u>216,600</u>	<u>234,000</u>
38	<u>217,700</u>	<u>234,700</u>
39	<u>218,800</u>	<u>235,400</u>
40	<u>219,900</u>	<u>236,100</u>
41	<u>227,700</u>	<u>236,800</u>
42	<u>228,500</u>	<u>237,400</u>
43	<u>229,300</u>	<u>238,000</u>
44	<u>230,100</u>	<u>238,600</u>
45	<u>230,800</u>	<u>244,600</u>
46	<u>231,600</u>	<u>245,400</u>
47	<u>232,400</u>	<u>246,200</u>
48	<u>233,200</u>	<u>246,900</u>
49	<u>234,000</u>	<u>247,600</u>
50	<u>234,700</u>	<u>248,700</u>
51	<u>235,400</u>	<u>249,700</u>
52	<u>236,100</u>	<u>250,700</u>
53	<u>236,800</u>	<u>251,700</u>
54	<u>237,400</u>	<u>252,900</u>
55	<u>238,000</u>	<u>254,000</u>
56	<u>238,600</u>	<u>255,000</u>
57	<u>244,600</u>	<u>256,100</u>
58	<u>245,400</u>	<u>257,100</u>

8	<u>197,400</u>	<u>215,200</u>
9	<u>199,000</u>	<u>216,600</u>
10	<u>200,500</u>	<u>217,700</u>
11	<u>202,000</u>	<u>218,800</u>
12	<u>203,500</u>	<u>219,900</u>
13	<u>205,000</u>	<u>220,900</u>
14	<u>206,500</u>	<u>221,800</u>
15	<u>208,000</u>	<u>222,700</u>
16	<u>209,500</u>	<u>223,600</u>
17	<u>211,000</u>	<u>224,500</u>
18	<u>212,400</u>	<u>225,300</u>
19	<u>213,800</u>	<u>226,100</u>
20	<u>215,200</u>	<u>226,900</u>
21	<u>216,600</u>	<u>227,700</u>
22	<u>217,700</u>	<u>228,400</u>
23	<u>218,800</u>	<u>229,100</u>
24	<u>219,900</u>	<u>229,800</u>
25	<u>220,900</u>	<u>230,500</u>
26	<u>221,800</u>	<u>231,100</u>
27	<u>222,700</u>	<u>231,700</u>
28	<u>223,600</u>	<u>232,300</u>
29	<u>224,500</u>	<u>234,000</u>
30	<u>225,300</u>	<u>234,700</u>
31	<u>226,100</u>	<u>235,400</u>
32	<u>226,900</u>	<u>236,100</u>
33	<u>227,700</u>	<u>236,800</u>
34	<u>228,400</u>	<u>237,400</u>
35	<u>229,100</u>	<u>238,000</u>
36	<u>229,800</u>	<u>238,600</u>
37	<u>230,500</u>	<u>239,200</u>
38	<u>231,100</u>	<u>239,800</u>
39	<u>231,700</u>	<u>240,400</u>
40	<u>232,300</u>	<u>240,900</u>
41	<u>234,000</u>	<u>241,400</u>
42	<u>234,700</u>	<u>241,900</u>
43	<u>235,400</u>	<u>242,400</u>
44	<u>236,100</u>	<u>242,900</u>
45	<u>236,800</u>	<u>247,600</u>
46	<u>237,400</u>	<u>248,700</u>
47	<u>238,000</u>	<u>249,700</u>
48	<u>238,600</u>	<u>250,700</u>
49	<u>239,200</u>	<u>251,700</u>
50	<u>239,800</u>	<u>252,900</u>
51	<u>240,400</u>	<u>254,000</u>
52	<u>240,900</u>	<u>255,000</u>
53	<u>241,400</u>	<u>256,100</u>
54	<u>241,900</u>	<u>257,100</u>
55	<u>242,400</u>	<u>258,000</u>
56	<u>242,900</u>	<u>258,500</u>
57	<u>247,600</u>	<u>259,100</u>
58	<u>248,700</u>	<u>259,500</u>

59	<u>246,200</u>	<u>258,000</u>
60	<u>246,900</u>	<u>258,500</u>
61	<u>247,600</u>	<u>259,100</u>
62	<u>248,700</u>	<u>259,500</u>
63	<u>249,700</u>	<u>259,900</u>
64	<u>250,700</u>	<u>260,400</u>
65	<u>251,700</u>	<u>260,900</u>
66	<u>252,900</u>	<u>261,400</u>
67	<u>254,000</u>	<u>261,900</u>
68	<u>255,000</u>	<u>262,500</u>
69	<u>256,100</u>	<u>263,300</u>
70	<u>257,100</u>	<u>263,900</u>
71	<u>258,000</u>	<u>264,500</u>
72	<u>258,500</u>	<u>265,300</u>
73	<u>259,100</u>	<u>266,100</u>
74	<u>259,500</u>	<u>266,800</u>
75	<u>259,900</u>	<u>267,400</u>
76	<u>260,400</u>	<u>268,200</u>
77	<u>260,900</u>	<u>269,000</u>
78	<u>261,400</u>	<u>269,700</u>
79	<u>261,900</u>	<u>270,400</u>
80	<u>262,500</u>	<u>271,100</u>
81	<u>263,300</u>	<u>276,800</u>
82	<u>263,900</u>	<u>277,800</u>
83	<u>264,500</u>	<u>278,800</u>
84	<u>265,300</u>	<u>279,700</u>
85	<u>266,100</u>	<u>280,400</u>
86	<u>266,800</u>	<u>281,100</u>
87	<u>267,400</u>	<u>281,800</u>
88	<u>268,200</u>	<u>282,500</u>
89	<u>269,000</u>	<u>283,100</u>
90	<u>269,700</u>	<u>283,700</u>
91	<u>270,400</u>	<u>284,300</u>
92	<u>271,100</u>	<u>284,900</u>
93	<u>276,800</u>	<u>285,500</u>
94	<u>277,800</u>	<u>286,100</u>
95	<u>278,800</u>	<u>286,700</u>
96	<u>279,700</u>	<u>287,200</u>
97	<u>280,400</u>	<u>287,700</u>
98	<u>281,100</u>	<u>288,200</u>
99	<u>281,800</u>	<u>288,700</u>
100	<u>282,500</u>	<u>289,100</u>
101	<u>283,100</u>	<u>289,500</u>
102	<u>283,700</u>	<u>289,900</u>
103	<u>284,300</u>	<u>290,300</u>
104	<u>284,900</u>	<u>290,700</u>
105	<u>285,500</u>	<u>291,100</u>
106	<u>286,100</u>	<u>291,500</u>
107	<u>286,700</u>	<u>291,900</u>
108	<u>287,200</u>	<u>292,300</u>
109	<u>287,700</u>	<u>292,700</u>

59	<u>249,700</u>	<u>259,900</u>
60	<u>250,700</u>	<u>260,400</u>
61	<u>251,700</u>	<u>260,900</u>
62	<u>252,900</u>	<u>261,400</u>
63	<u>254,000</u>	<u>261,900</u>
64	<u>255,000</u>	<u>262,500</u>
65	<u>256,100</u>	<u>263,300</u>
66	<u>257,100</u>	<u>263,900</u>
67	<u>258,000</u>	<u>264,500</u>
68	<u>258,500</u>	<u>265,300</u>
69	<u>259,100</u>	<u>266,100</u>
70	<u>259,500</u>	<u>266,800</u>
71	<u>259,900</u>	<u>267,400</u>
72	<u>260,400</u>	<u>268,200</u>
73	<u>260,900</u>	<u>269,000</u>
74	<u>261,400</u>	<u>269,700</u>
75	<u>261,900</u>	<u>270,400</u>
76	<u>262,500</u>	<u>271,100</u>
77	<u>263,300</u>	<u>271,800</u>
78	<u>263,900</u>	<u>272,500</u>
79	<u>264,500</u>	<u>273,200</u>
80	<u>265,300</u>	<u>273,900</u>
81	<u>266,100</u>	<u>280,400</u>
82	<u>266,800</u>	<u>281,100</u>
83	<u>267,400</u>	<u>281,800</u>
84	<u>268,200</u>	<u>282,500</u>
85	<u>269,000</u>	<u>283,100</u>
86	<u>269,700</u>	<u>283,700</u>
87	<u>270,400</u>	<u>284,300</u>
88	<u>271,100</u>	<u>284,900</u>
89	<u>271,800</u>	<u>285,500</u>
90	<u>272,500</u>	<u>286,100</u>
91	<u>273,200</u>	<u>286,700</u>
92	<u>273,900</u>	<u>287,200</u>
93	<u>280,400</u>	<u>287,700</u>
94	<u>281,100</u>	<u>288,200</u>
95	<u>281,800</u>	<u>288,700</u>
96	<u>282,500</u>	<u>289,100</u>
97	<u>283,100</u>	<u>289,500</u>
98	<u>283,700</u>	<u>289,900</u>
99	<u>284,300</u>	<u>290,300</u>
100	<u>284,900</u>	<u>290,700</u>
101	<u>285,500</u>	<u>291,100</u>
102	<u>286,100</u>	<u>291,500</u>
103	<u>286,700</u>	<u>291,900</u>
104	<u>287,200</u>	<u>292,300</u>
105	<u>287,700</u>	<u>292,700</u>
106	<u>288,200</u>	<u>293,100</u>
107	<u>288,700</u>	<u>293,500</u>
108	<u>289,100</u>	<u>293,900</u>
109	<u>289,500</u>	<u>294,300</u>

110	<u>288,200</u>	<u>293,100</u>
111	<u>288,700</u>	<u>293,500</u>
112	<u>289,100</u>	<u>293,900</u>
113	<u>289,500</u>	<u>294,300</u>
114	<u>289,900</u>	<u>294,800</u>
115	<u>290,300</u>	<u>295,300</u>
116	<u>290,700</u>	<u>295,800</u>
117	<u>291,100</u>	<u>308,100</u>
118	<u>291,500</u>	<u>309,500</u>
119	<u>291,900</u>	<u>310,800</u>
120	<u>292,300</u>	<u>312,000</u>
121	<u>292,700</u>	<u>313,000</u>
122	<u>293,100</u>	<u>314,200</u>
123	<u>293,500</u>	<u>315,400</u>
124	<u>293,900</u>	<u>316,500</u>
125	<u>294,300</u>	<u>317,600</u>
126	<u>294,800</u>	<u>318,700</u>
127	<u>295,300</u>	<u>319,800</u>
128	<u>295,800</u>	<u>320,900</u>
129	<u>296,300</u>	<u>321,900</u>
130	<u>296,800</u>	<u>323,000</u>
131	<u>297,300</u>	<u>324,100</u>
132	<u>297,800</u>	<u>325,200</u>
133	<u>298,300</u>	<u>326,200</u>
134	<u>299,000</u>	<u>327,300</u>
135	<u>299,600</u>	<u>328,400</u>
136	<u>300,300</u>	<u>329,400</u>
137	<u>301,200</u>	<u>330,400</u>
138	<u>302,200</u>	<u>331,400</u>
139	<u>303,200</u>	<u>332,400</u>
140	<u>304,100</u>	<u>333,400</u>
141	<u>304,600</u>	<u>334,400</u>
142	<u>305,400</u>	<u>335,300</u>
143	<u>306,200</u>	<u>336,400</u>
144	<u>307,000</u>	<u>337,400</u>
145	<u>307,500</u>	<u>338,400</u>
146	<u>308,400</u>	<u>339,400</u>
147	<u>309,200</u>	<u>340,400</u>
148	<u>310,000</u>	<u>341,300</u>
149	<u>310,500</u>	<u>342,200</u>
150	<u>311,400</u>	<u>343,100</u>
151	<u>312,400</u>	<u>344,000</u>
152	<u>313,400</u>	<u>344,900</u>
153	<u>314,000</u>	<u>345,800</u>
154	<u>314,900</u>	<u>346,800</u>
155	<u>315,700</u>	<u>347,800</u>
156	<u>316,500</u>	<u>348,700</u>
157	<u>317,100</u>	<u>349,600</u>
158	<u>317,900</u>	<u>350,500</u>
159	<u>318,700</u>	<u>351,400</u>
160	<u>319,400</u>	<u>352,200</u>

110	<u>289,900</u>	<u>294,800</u>
111	<u>290,300</u>	<u>295,300</u>
112	<u>290,700</u>	<u>295,800</u>
113	<u>291,100</u>	<u>296,300</u>
114	<u>291,500</u>	<u>296,800</u>
115	<u>291,900</u>	<u>297,300</u>
116	<u>292,300</u>	<u>297,800</u>
117	<u>292,700</u>	<u>310,800</u>
118	<u>293,100</u>	<u>312,000</u>
119	<u>293,500</u>	<u>313,000</u>
120	<u>293,900</u>	<u>314,200</u>
121	<u>294,300</u>	<u>315,400</u>
122	<u>294,800</u>	<u>316,500</u>
123	<u>295,300</u>	<u>317,600</u>
124	<u>295,800</u>	<u>318,700</u>
125	<u>296,300</u>	<u>319,800</u>
126	<u>296,800</u>	<u>320,900</u>
127	<u>297,300</u>	<u>321,900</u>
128	<u>297,800</u>	<u>323,000</u>
129	<u>298,300</u>	<u>324,100</u>
130	<u>299,000</u>	<u>325,200</u>
131	<u>299,600</u>	<u>326,200</u>
132	<u>300,300</u>	<u>327,300</u>
133	<u>300,900</u>	<u>328,400</u>
134	<u>301,500</u>	<u>329,400</u>
135	<u>302,100</u>	<u>330,400</u>
136	<u>302,600</u>	<u>331,400</u>
137	<u>303,500</u>	<u>332,400</u>
138	<u>304,400</u>	<u>333,400</u>
139	<u>305,400</u>	<u>334,400</u>
140	<u>306,300</u>	<u>335,300</u>
141	<u>306,700</u>	<u>336,400</u>
142	<u>307,500</u>	<u>337,400</u>
143	<u>308,300</u>	<u>338,400</u>
144	<u>309,000</u>	<u>339,400</u>
145	<u>309,500</u>	<u>340,400</u>
146	<u>310,300</u>	<u>341,300</u>
147	<u>311,100</u>	<u>342,200</u>
148	<u>311,900</u>	<u>343,100</u>
149	<u>312,300</u>	<u>344,000</u>
150	<u>313,200</u>	<u>344,900</u>
151	<u>314,200</u>	<u>345,800</u>
152	<u>315,100</u>	<u>346,800</u>
153	<u>315,700</u>	<u>347,800</u>
154	<u>316,600</u>	<u>348,700</u>
155	<u>317,300</u>	<u>349,600</u>
156	<u>318,100</u>	<u>350,500</u>
157	<u>318,600</u>	<u>351,400</u>
158	<u>319,400</u>	<u>352,200</u>
159	<u>320,200</u>	<u>353,000</u>
160	<u>320,800</u>	<u>353,800</u>

161	320,000	353,000
162	320,700	353,800
163	321,300	354,600
164	321,900	355,300
165	322,500	356,000
166	323,100	356,700
167	323,700	357,300
168	324,200	357,900
169	324,600	358,300
170	325,200	359,100
171	325,800	359,900
172	326,300	360,600
173	326,800	361,000
174	327,500	361,700
175	328,200	362,300
176	328,600	362,900
177	328,800	363,300
178	329,400	363,900
179	330,000	364,500
180	330,400	365,100
181	330,600	365,600
182	331,300	366,200
183	331,900	366,800
184	332,600	367,400
185	332,900	367,900
186	333,500	
187	333,900	
188	334,400	
189	334,600	
190	335,100	
191	335,600	
192	336,200	
193	336,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

161	321,400	354,600
162	322,000	355,300
163	322,600	356,000
164	323,200	356,800
165	323,700	357,600
166	324,300	358,200
167	324,800	358,700
168	325,300	359,300
169	325,600	359,600
170	326,200	360,300
171	326,800	361,000
172	327,200	361,700
173	327,700	362,000
174	328,300	362,600
175	329,000	363,100
176	329,400	363,600
177	329,500	364,000
178	330,100	364,500
179	330,600	365,000
180	331,000	365,500
181	331,100	365,900
182	331,800	366,400
183	332,300	367,000
184	333,000	367,500
185	333,300	367,900
186	333,800	
187	334,200	
188	334,600	
189	334,800	
190	335,200	
191	335,700	
192	336,200	
193	336,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

第12条関係

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年9月30日 条例第12号	令和元年9月30日 条例第12号
最終改正 令和5年12月25日条例第28号	最終改正 令和5年12月25日条例第28号
（地域手当に相当する報酬）	（地域手当に相当する報酬）
第17条の2 パートタイム会計年度任用職員には、前条の規定による報酬の額に100分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り	第17条の2 パートタイム会計年度任用職員には、前条の規定による報酬の額に100分の4を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた額)を地域手当に相当する報酬として支給する。

捨てた額)を地域手当に相当する報酬として支給する。

## 議案第108号

### 丹波市立市民プール及び丹波市立青垣総合運動公園に係る指定管理者の指定について

#### 1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、提案するものである。

#### 2 施設の名称等

名称	位置
丹波市立青垣温水プール	丹波市青垣町田井縄782番地
丹波市立春日レジャープール	丹波市春日町下三井庄790番地1
丹波市立青垣総合運動公園	丹波市青垣町田井縄782番地

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名称 株式会社 エヌ・エス・アイ

代表者 代表取締役 石川 端

所在地 大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4-2100号

#### 4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

#### 5 指定管理者の選定理由

本施設は、市民にスポーツレクリエーションの場を提供するとともに健康の保持増進を図ることを目的として設置された施設である。

今回の募集に応じて申請があった株式会社エヌ・エス・アイは、現在の指定管理者であり、同種の施設及び業務におけるノウハウと十分な経験を有することから、本施設の設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めるため、指定管理者の候補者として選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### (1) 業務の範囲

ア 本施設の利用の許可に関する業務

イ 本施設の管理運営に関する業務

ウ その他本施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

##### (2) 指定管理料の上限額

332,500千円（5年間総額） ※詳細は、年度協定で別に定める。

##### (3) 利用料金の決定

利用料金は、丹波市立市民プール条例（平成26年丹波市条例第8号）及

び丹波市立青垣総合運動公園条例（平成26年丹波市条例第9号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

## 7 施設利用者数の実績

（単位：人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青垣温水プール	37,478	44,395	49,701	48,135
春日レジャープール	2,921	2,773	5,911	10,725
青垣総合運動公園	13,315	14,970	17,867	17,390

### 【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

### 【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】

（指定管理者の指定）

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- （1）申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。
- （2）申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3）公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

## 議案第109号

丹波市立青垣パラグライダー練習場に係る指定管理者の指定について

### 1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定により、提案するものである。

### 2 施設の名称等

名称 丹波市立青垣パラグライダー練習場  
位置 丹波市青垣町中佐治1588番地

### 3 指定管理者となる団体の名称等

名称 青垣町スカイスports運営協議会  
代表者 会長 足立 宣昭  
所在地 兵庫県丹波市青垣町市原字榎木田646番地

### 4 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 5 指定管理者の選定理由

丹波市立青垣パラグライダー練習場（以下「練習場」という。）は、パラグライダーをはじめとするスカイスportsの振興を図るとともに、都市と農村の交流を通じて地域の活性化や観光振興を図ることを目的として設置された施設であり、現在、パラグライダースクールのインストラクターや地元自治会の代表者等で組織する青垣町スカイスports運営協議会が指定管理者として管理運営を行っている。

本施設の設置目的に鑑み、引き続き当該協議会が管理運営を行うことにより、本施設の効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定した。

### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

#### (1) 業務の範囲

- ア 練習場の利用の許可に関する業務
- イ 練習場の管理運営に関する業務
- ウ パラグライダー愛好者の拡大その他スカイスports振興に関する業務
- エ 市民相互及び都市住民との交流促進に関する業務
- オ アからエまでに掲げるもののほか、練習場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

#### (2) 指定管理料

無料

#### (3) 利用料金の決定

利用料金は、丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例（平成19年丹波市条例第1号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

## 7 施設利用者数の実績

（単位：人）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
練習場	733	1,063	928

### 【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

### 【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】

（指定管理者の指定）

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

（1）申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。

（2）申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（3）公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による募集によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

（1）募集に対し申請する団体がないとき。

（2）公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、特定の団体が管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思料するとき。

（3）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定により選定した事業者が整備した公の施設の管理を当該事業者に行わせようとするとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長は、あらかじめ当該候補者と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

## 議案第110号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）等の規定により徴収する督促手数料を廃止し、事務の負担軽減及び効率化を図るため、提案するものである。

### 2 改正の概要

市税等に係る督促手数料の規定を削除する。

### 3 改正する条例

- (1) 丹波市税条例
- (2) 丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成16年丹波市条例第57号）
- (3) 丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）
- (4) 丹波市下水道条例（平成16年丹波市条例第210号）
- (5) 丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波市条例第212号）
- (6) 丹波市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年丹波市条例第214号）
- (7) 丹波市後期高齢者医療に関する条例（平成20年丹波市条例第11号）
- (8) 丹波市営土地改良事業分担金等徴収条例（平成21年丹波市条例第36号）
- (9) 丹波市看護師等修学資金貸与条例（平成26年丹波市条例第16号）
- (10) 丹波市準用河川流水占用料等徴収条例（平成29年丹波市条例第36号）

### 4 施行日

令和7年4月1日

### 5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号 最終改正 令和6年6月26日条例第23号</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。</p> <p>（2） 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>（3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>（4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>（督促手数料）</p> <p>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>	<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号 最終改正 令和6年6月26日条例第23号</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。</p> <p>（2） 徴収金 市税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>（3） 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>（4） 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>第21条 削除</p>

丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成16年丹波市条例第57号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第57号 最終改正 令和2年12月25日条例第52号</p> <p>丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定に基づく延滞金及び督促手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第57号 最終改正 令和2年12月25日条例第52号</p> <p>丹波市税外徴収金の_____延滞金の徴収に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定に基づく延滞金_____の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(督促手数料)

第3条 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

(延滞金の納付等)

第4条 歳入を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、第2条に規定する督促を受けた場合においては、当該徴収金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額及び前条の督促手数料を加算して納付しなければならない。

2 市長は、納付者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額及び督促手数料を減額し、又は免除することができる。

(端数の切捨て)

第5条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる徴収金の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(延滞金の納付等)

第3条 歳入を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、前条に規定する督促を受けた場合においては、当該徴収金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額\_\_\_\_\_を加算して納付しなければならない。

2 市長は、納付者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額\_\_\_\_\_を減額し、又は免除することができる。

(端数の切捨て)

第4条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる徴収金の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3条関係

丹波市介護保険条例(平成16年丹波市条例第130号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○丹波市介護保険条例 平成16年11月1日 条例第130号 最終改正 令和6年3月8日条例第9号 <u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第10条</u> 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	○丹波市介護保険条例 平成16年11月1日 条例第130号 最終改正 令和6年3月8日条例第9号 <u>第10条</u> 削除

第4条関係

丹波市下水道条例(平成16年丹波市条例第210号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○丹波市下水道条例 平成16年11月1日 条例第210号	○丹波市下水道条例 平成16年11月1日 条例第210号

最終改正 令和5年3月13日条例第10号 <u>(延滞金等)</u>	最終改正 令和5年3月13日条例第10号 <u>(延滞金)</u>
第41条 使用料等の滞納に係る督促手数料及び延滞金の徴収については、 <u>丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u> (平成16年丹波市条例第57号)の規定に基づき徴収する。	第41条 使用料等の滞納に係る延滞金の徴収については、 <u>丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例</u> (平成16年丹波市条例第57号)の規定に基づき徴収する。

**第5条関係**

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例(平成16年丹波市条例第212号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例 平成16年11月1日 条例第212号 最終改正 令和6年3月8日条例第5号 <u>(延滞金等)</u>	○丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例 平成16年11月1日 条例第212号 最終改正 令和6年3月8日条例第5号 <u>(延滞金)</u>
第23条 使用料等の滞納に係る督促手数料及び延滞金の徴収については、 <u>丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u> (平成16年条例第57号)の規定に基づき徴収する。	第23条 使用料等の滞納に係る延滞金の徴収については、 <u>丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例</u> (平成16年条例第57号)の規定に基づき徴収する。

**第6条関係**

丹波市法定外公共物の管理に関する条例(平成16年丹波市条例第214号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○丹波市法定外公共物の管理に関する条例 平成16年11月1日 条例第214号 最終改正 平成19年12月27日条例第86号 <u>(督促手数料及び延滞金)</u>	○丹波市法定外公共物の管理に関する条例 平成16年11月1日 条例第214号 最終改正 平成19年12月27日条例第86号 <u>(延滞金)</u>
第9条 市長は、使用料又は採取料の滞納に係る延滞金の徴収について、 <u>丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u> (平成16年丹波市条例57号)の規定を準用し、 <u>督促手数料及び延滞金を徴収する。</u>	第9条 市長は、使用料又は採取料の滞納に係る延滞金の徴収について、 <u>丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例</u> (平成16年丹波市条例57号)の規定を準用し、 <u>延滞金を徴収する。</u>

**第7条関係**

丹波市後期高齢者医療に関する条例(平成20年丹波市条例第11号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○丹波市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月28日 条例第11号 最終改正 令和2年12月25日条例第52号 <u>(保険料の督促手数料)</u>	○丹波市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月28日 条例第11号 最終改正 令和2年12月25日条例第52号
第5条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。</u>	第5条 <u>削除</u>

第8条関係

丹波市営土地改良事業分担金等徴収条例（平成21年丹波市条例第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市営土地改良事業分担金等徴収条例 平成21年9月30日 条例第36号 改正 平成31年3月7日条例第14号 <u>（督促、延滞金等）</u></p> <p>第9条 分担金等の徴収に係る<u>督促、延滞金等の取扱い</u>は、<u>丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u>（平成16年丹波市条例第57号）の規定によるものとする。</p>	<p>○丹波市営土地改良事業分担金等徴収条例 平成21年9月30日 条例第36号 改正 平成31年3月7日条例第14号 <u>（督促及び延滞金）</u></p> <p>第9条 分担金等の徴収に係る<u>督促及び延滞金の取扱い</u>は、<u>丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例</u>（平成16年丹波市条例第57号）の規定によるものとする。</p>

第9条関係

丹波市看護師等修学資金貸与条例（平成26年丹波市条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市看護師等修学資金貸与条例 平成26年3月10日 条例第16号 <u>（延滞利息）</u></p> <p>第11条 借受人は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、<u>丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u>（平成16年丹波市条例第57号）の規定により計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定による延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>○丹波市看護師等修学資金貸与条例 平成26年3月10日 条例第16号 <u>（延滞利息）</u></p> <p>第11条 借受人は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、<u>丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例</u>（平成16年丹波市条例第57号）の規定により計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定による延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>

第10条関係

丹波市準用河川流水占用料等徴収条例（平成29年丹波市条例第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市準用河川流水占用料等徴収条例 平成29年12月21日 条例第36号 <u>（督促手数料及び延滞金）</u></p> <p>第4条 市長は、流水占用料等の滞納に係る延滞金の徴収について、<u>丹波市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u>（平成16年丹波市条例第57号）の規定を準用し、<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収する。</p>	<p>○丹波市準用河川流水占用料等徴収条例 平成29年12月21日 条例第36号 <u>（_____延滞金）</u></p> <p>第4条 市長は、流水占用料等の滞納に係る延滞金の徴収について、<u>丹波市税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例</u>（平成16年丹波市条例第57号）の規定を準用し、_____延滞金を徴収する。</p>

## 議案第111号

丹波市営駐車場整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

丹波市営駐車場整備基金(以下「基金」という。)の設置の目的を拡充するほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

### 2 改正の概要

- (1) 基金の設置規定に、丹波市営駐車場の管理運営に要する経費の財源に充てることを追加する。
- (2) 基金の名称を、丹波市営駐車場基金に変更する。

### 3 施行日

令和7年4月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市営駐車場整備基金条例（平成16年丹波市条例第67号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市営駐車場整備基金条例 平成16年11月1日 条例第67号</p> <p><u>丹波市営駐車場整備基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>丹波市営駐車場整備財源を積み立てる</u> <u>ため、丹波市市営駐車場整備</u> <u>基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>○丹波市営駐車場整備基金条例 平成16年11月1日 条例第67号</p> <p><u>丹波市営駐車場基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>丹波市営駐車場の整備及び管理運営に要す</u> <u>る経費の財源に充てるため、丹波市営駐車場基金</u> <u>_____</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>

## 議案第112号

### 丹波市営駐車場に係る指定管理者の指定について

#### 1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、提案するものである。

#### 2 施設の名称等

名称	位置
丹波市営柏原駅東駐車場	丹波市柏原町柏原1066番地5
丹波市営柏原駅前駐車場	丹波市柏原町柏原1146番地6
丹波市営石生駅西駐車場	丹波市氷上町石生2706番地
丹波市営黒井駅前駐車場	丹波市春日町黒井1519番地16
丹波市営黒井駅前月極駐車場	丹波市春日町黒井1519番地17
丹波市営谷川駅前駐車場	丹波市山南町池谷112番地10
丹波市営下滝駅前駐車場	丹波市山南町下滝102番地5
丹波市営市島駅前駐車場	丹波市市島町市島117番地49
丹波市営丹波竹田駅前駐車場	丹波市市島町中竹田1511番地11

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名称 アマノマネジメントサービス 株式会社  
代表者 代表取締役 小針 宏之  
所在地 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号

#### 4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

#### 5 指定管理者の選定理由

丹波市営駐車場（以下「駐車場」という。）は、住民生活の利便を増進するとともに、道路交通の機能を確保することを目的として設置された施設である。

今回の募集に応じて申請があったアマノマネジメントサービス株式会社は、同種の施設及び業務におけるノウハウと十分な経験を有することから、本施設の設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めるため、指定管理者の候補者として選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### （1）業務の範囲

ア 駐車場の使用の許可に関する業務

- イ 駐車場の利用料金の徴収に関する業務
  - ウ 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、駐車場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (2) 指定管理料の上限額  
7,470千円（5年間総額） ※詳細は、年度協定で別に定める。
- (3) 利用料金の決定  
利用料金は、丹波市営駐車場条例（平成21年丹波市条例第28号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

7 施設利用者数の実績

(単位：台)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月極駐車場	1,025	968	1,002	970
一時預かり駐車場	23,789	25,775	29,772	34,249

**【地方自治法 抜粋】**

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

**【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】**

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与すること。
- (2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

議案第113号

市有財産の無償貸付について（旧芦田小学校）

1 提案の趣旨

財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、提案するものである。

2 無償貸付する財産  
建物

名称	所在地	構造及び延床面積
旧芦田小学校 本校舎棟	丹波市青垣町田井縄371番地	鉄筋コンクリート造2階建 1,175㎡

3 無償貸付の相手方

名称 一般社団法人 おかえり集学校  
代表者 代表理事 碓 敏之  
所在地 埼玉県さいたま市緑区大字三室50番地114

4 無償貸付の目的

旧芦田小学校の校舎を、ITを利用した交流事業等を行う「芦田集学校」として有効活用し、地域の交流及び活性化を図る。

5 無償貸付の期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

**【地方自治法 抜粋】**

（議決事件）

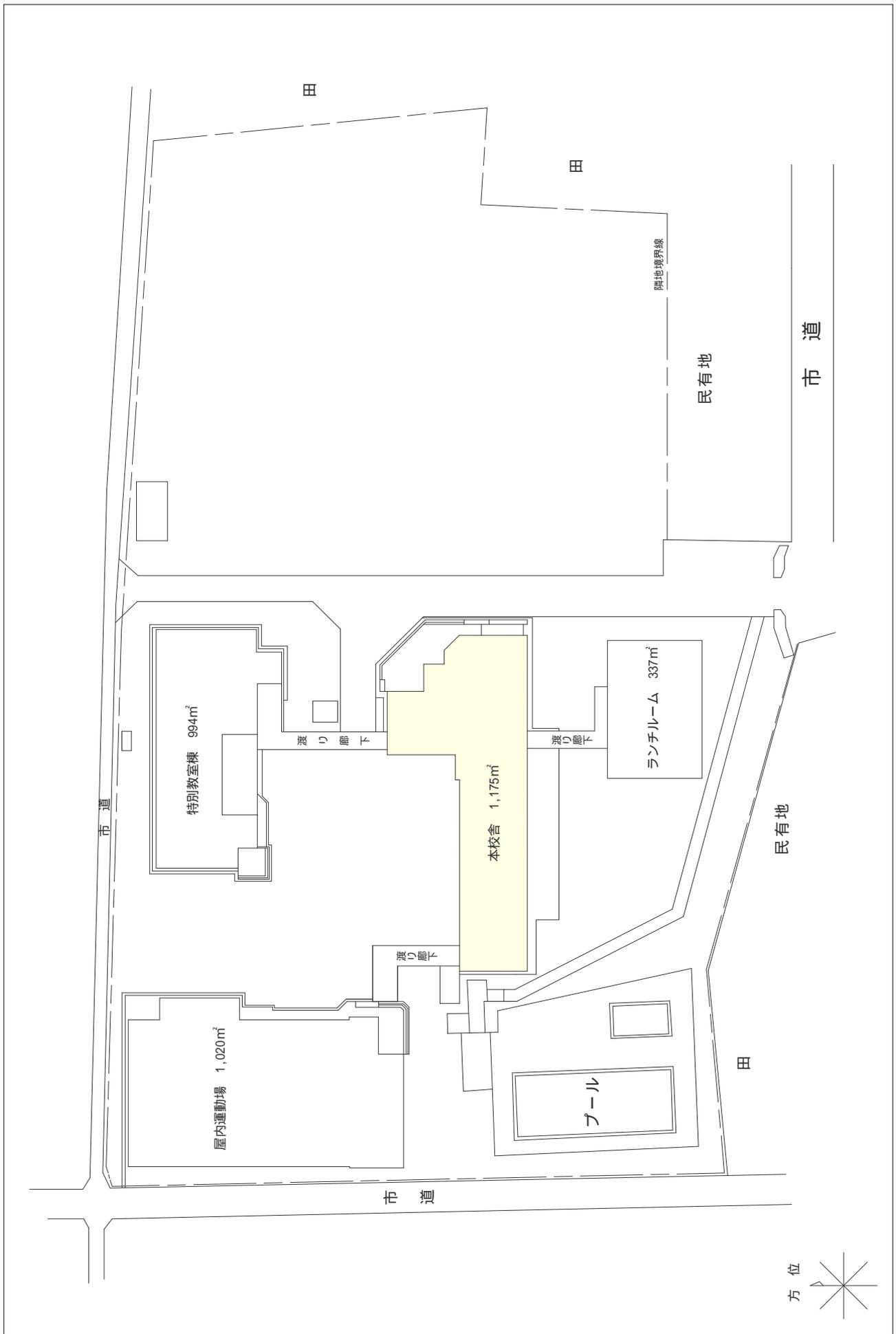
第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（5） 略

（6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

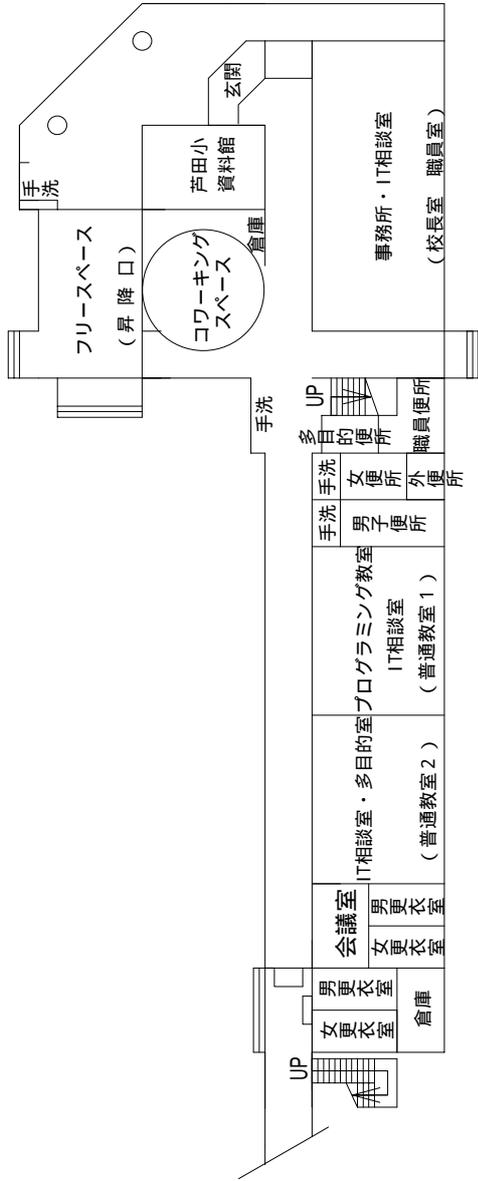
（7）～（15） 略

2 略

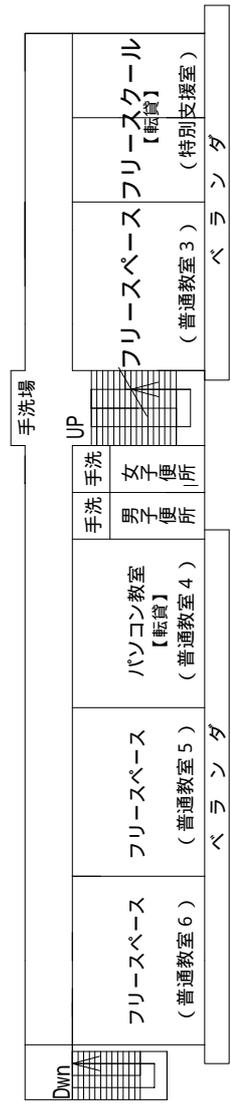


【本校舎 1,175㎡】

1階



2階



議案第114号

旧慣による市有財産の使用権の廃止について（日比宇自治会）

1 提案の趣旨

市有財産の使用権その他一切の旧来の慣行を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、提案するものである。

2 旧慣を廃止する土地の表示

所在	地目	面積	旧慣使用権者
丹波市氷上町鴨内字根ゴレ2120番22	山林	973m <sup>2</sup>	日比宇自治会
合計（1筆）		973m <sup>2</sup>	

**【地方自治法 抜粋】**

（旧慣による公有財産の使用）

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 略



## 議案第115号

### 旧慣による市有財産の使用権の廃止について（鴨内自治会）

#### 1 提案の趣旨

市有財産の使用権その他一切の旧来の慣行を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、提案するものである。

#### 2 旧慣を廃止する土地の表示

所在	地目	面積	旧慣使用権者
丹波市氷上町鴨内字根ゴレ2120番23	山林	626㎡	鴨内自治会
合計（1筆）		626㎡	

#### 【地方自治法 抜粋】

（旧慣による公有財産の使用）

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 略



議案第116号

市有財産の無償譲渡について（日比宇自治会）

1 提案の趣旨

財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、提案するものである。

2 無償譲渡する財産

土地

所在	地目	面積
丹波市氷上町鴨内字根ゴレ2120番22	山林	973m <sup>2</sup>
合計（1筆）		973m <sup>2</sup>

3 無償譲渡の相手方

名称 日比宇自治会

代表者 中村 一成

所在地 兵庫県丹波市氷上町日比宇119番地

**【地方自治法 抜粋】**

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（5） 略

（6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（7）～（15） 略

2 略

議案第117号

市有財産の無償譲渡について（鴨内自治会）

1 提案の趣旨

財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、提案するものである。

2 無償譲渡する財産

土地

所在	地目	面積
丹波市氷上町鴨内字根ゴレ2120番23	山林	626㎡
合計（1筆）		626㎡

3 無償譲渡の相手方

名称 鴨内自治会

代表者 芦田 臣二

所在地 兵庫県丹波市氷上町鴨内507番地

**【地方自治法 抜粋】**

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（5） 略

（6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（7）～（15） 略

2 略

議案第118号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 小型動力ポンプ普通積載車等購入

3 物品概要 小型動力ポンプ普通積載車 3台  
小型動力ポンプ 3台

4 納入期限 令和8年3月6日

5 契約金額 38,679,300円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,516,300円）

6 契約の相手方 名称 大槻ポンプ工業 株式会社  
代表者 代表取締役 大槻 浩平  
所在地 京都府綾部市本町七丁目67番地の2

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
抜粋】**

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	大槻ポンプ工業 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 大槻 浩平
本 社 住 所	京都府綾部市本町七丁目67番地の2
営 業 年 数	76年
許 可 区 分	—
資 本 金	18,000千円
実績高（2年平均）	766,695千円
従 業 員 数	24人
契約担当支店営業所等	—

## 受 注 実 績

(単位：千円)

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
舞鶴市	元	小型動力ポンプ付積載車	8,855	令和5年3月
京丹波町	元	小型動力ポンプ付積載車	9,999	令和5年3月
与謝野町	元	多機能型小型動力ポンプ付積載車	12,100	令和6年3月
京丹波町	元	小型動力ポンプ付積載車	11,220	令和6年3月
新温泉町	元	小型動力ポンプ積載車	19,580	令和6年3月

入札参加業者及び開札結果（物品）

物品番号	丹く安物第14号		
物品名	小型動力ポンプ普通積載車等購入		
納入場所	丹波市役所		
開札年月日	令和6年10月31日	(仮)契約年月日	令和6年11月8日
予定価格 (事後公表)	37,581,000円 (税抜)	最低制限価格	-
物品概要	小型動力ポンプ普通積載車 3台 小型動力ポンプ 3台		

業者名	第1回入札額	再入札額	備考
大槻ポンプ工業 株式会社	35,163,000円		落札
有限会社 西垣消防器具製作所	35,550,000円		
有限会社 岡本ポンプ	36,600,000円		

落札者名	大槻ポンプ工業 株式会社		
落札者所在地	京都府綾部市本町七丁目67番地の2		
契約金額	38,679,300円 (うち消費税相当額 3,516,300円)		
	納入期限	令和8年3月6日	

## 議案第119号

丹波市新エネルギー推進協議会設置条例を廃止する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

丹波市新エネルギー推進協議会は、平成21年度に策定した丹波市地域新エネルギービジョン（初期ビジョン）に基づき、市が優先的に取組を推進すべきとした新エネルギーに関する施策を検討し、及び推進してきた。

このたび、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定により、丹波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策として、太陽光等の再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項を定めたことから、今後における脱炭素化の推進に関する施策については、丹波市環境審議会での調査審議を踏まえて総合的に展開していくため、提案するものである。

### 2 施行日

公布の日

### 3 附則により改正する条例

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和6年3月8日条例第14号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額				○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和6年3月8日条例第14号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額			
職の区分		報酬額		職の区分		報酬額	
		支払区分	金額（円）			支払区分	金額（円）
《省略》				《省略》			
環境審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	環境審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000			上記以外	日額
新エネルギー推進協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000				
	上記以外	日額	7,000		廃棄物減量等推進審議会委員		
		日額	7,000			日額	7,000
		日額	7,000			日額	7,000
		日額	7,000			日額	7,000
地域福祉計画推進協議会委員	医師、大学教授、准教授	1回	20,000	地域福祉計画推進協議会委員	医師、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		配偶者等からの暴力対策推進委員会委員	上記以外	日額
配偶者等からの暴力対策推進委員会委員	弁護士、医師、大学教授、准教授	1回	20,000	配偶者等からの暴力対策推進委員会委員		弁護士、医師、大学教授、准教授	1回
	上記以外	日額	7,000		障がい者施策推進協議会委員	上記以外	日額
		日額	7,000			日額	7,000
		日額	7,000			日額	7,000
		日額	7,000			日額	7,000
		日額	7,000			日額	7,000
		1回	30,000			1回	30,000
		年額	450,000			年額	450,000
いじめ問題対策連絡協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	いじめ問題対策連絡協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		いじめ問題調査委員会委員	上記以外	日額
		1回	20,000			1回	20,000
《省略》				《省略》			
備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。				備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。			

## 議案第120号

丹波市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が公布されたことに伴い、丹波市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員に係る基準を見直すほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

### 2 改正の概要

- (1) センターの職員に係る基準を緩和する。
- (2) その他字句の修正

### 3 施行日

公布の日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり



条第1項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じた職員の員数を置くことができる。

- 2 センターは、担当区域の実情に応じて市長が必要と判断したときは、当該センターにおいてその職務に従事する職員として前条第1項に規定する職員以外の職員を置かなければならない。

条第1項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じた職員の員数を置くことができる。

- 2 センターは、担当区域の実情に応じて市長が必要と判断したときは、当該センターにおいてその職務に従事する職員として前条第1項に規定する職員以外の職員を置かなければならない。

## 議案第121号

### 丹波市立神楽の郷交流センターに係る指定管理者の指定について

#### 1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定により、提案するものである。

#### 2 施設の名称等

名 称 丹波市立神楽の郷交流センター  
位 置 丹波市青垣町桧倉414番地5

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 一般財団法人 神楽自治振興会  
代表者 代表理事 目賀多 茂  
所在地 兵庫県丹波市青垣町文室338番地

#### 4 指定の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 5 指定管理者の選定理由

丹波市立神楽の郷交流センター（以下「交流センター」という。）は、都市と農村の交流を通じ、多自然居住の推進及び地域の活性化の拠点とすることを目的として設置された施設であり、現在、一般財団法人神楽自治振興会が指定管理者として管理運営を行っている。

本施設の設置目的に鑑み、引き続き当該自治振興会が管理運営を行うことにより、地域の実情に即した交流事業の実施など、効果的かつ効率的な施設の管理及び運営が見込めることから、指定管理者条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### (1) 業務の範囲

- ア 交流センターの利用の許可に関する業務
- イ 交流センターの管理運営に関する業務
- ウ 都市住民と地域住民の交流に関する業務
- エ 地域住民のコミュニティ活動に関する業務
- オ 地域活性化のためのイベント、行事等に関する業務
- カ アからオまでに掲げるもののほか、交流センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

##### (2) 指定管理料

無料

##### (3) 利用料金の決定

利用料金は、丹波市立多自然居住交流施設条例（平成18年丹波市条例第68号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

#### 【地方自治法 抜粋】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

#### 【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】

（指定管理者の指定）

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- （1） 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。
- （2） 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による募集によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

- （1） 募集に対し申請する団体がないとき。
- （2） 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、特定の団体が管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思料するとき。
- （3） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定により選定した事業者が整備した公の施設の管理を当該事業者に行わせようとするとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長は、あらかじめ当該候補者と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

## 議案第122号

### 丹波市立旧氷上高等小学校校舎に係る指定管理者の指定について

#### 1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号。以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定により、提案するものである。

#### 2 施設の名称等

名 称 丹波市立旧氷上高等小学校校舎  
位 置 丹波市柏原町柏原688番地3

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 まちづくり柏原  
代表者 代表取締役 岡林 利幸  
所在地 兵庫県丹波市柏原町柏原688番地3

#### 4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

#### 5 指定管理者の選定理由

丹波市立旧氷上高等小学校校舎は、文化財としての価値を市内外の人々に伝え、地域の歴史や文化について理解を深めるとともに、その利活用により地域の交流を促進し、及び活性化を図ることを目的として設置された施設であり、現在、地域の住民や大学、行政等と連携し地域の活性化に関する様々な事業を行う株式会社まちづくり柏原が指定管理者として管理運営を行っている。

本施設の設置目的に鑑み、引き続き当該法人が管理運営を行うことにより、本施設の効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めることから、指定管理者条例第4条の規定により、指定管理者の候補者として選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### (1) 業務の範囲

- ア 校舎等のうち談話室の利用の許可に関する業務
- イ 旧氷上高等小学校校舎を文化財として適切に管理運営する業務
- ウ 増築棟を適切に管理運営する業務
- エ 庭園を適切に管理運営する業務
- オ 飲食の用に供する業務
- カ 物産加工品等の販売に関する業務
- キ 地域の歴史文化の醸成及び発信に関する業務
- ク 地域の活性化及び人々の交流に関する業務
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、校舎等の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

##### (2) 指定管理料の上限額

29,945千円（5年間総額） ※詳細は、年度協定で別に定める。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、丹波市立旧氷上高等小学校校舎条例（平成25年丹波市条例第55号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旧氷上高等小学校校舎	8,255	6,688	7,618	5,081

**【地方自治法 抜粋】**

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

**【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】**

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。

(2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による募集によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 募集に対し申請する団体がないとき。

(2) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、特定の団体が管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思料するとき。

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定により選定した事業者が整備した公の施設の管理を当該事業者に行わせようとするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長は、あらかじめ当該候補者と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

議案第123号

市道路線の変更について（安貝線）

1 提案の趣旨

土地改良事業の施行により付け替えのあった道路の一部を廃止し、及び認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するものである。

2 変更路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
40002100	変更前	安貝線	(起点) 丹波市春日町東中346番 (終点) 丹波市春日町東中240番	261.9m
	変更後		(起点) 丹波市春日町東中340番 1 (終点) 丹波市春日町東中240番	222.5m

**【道路法 抜粋】**

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

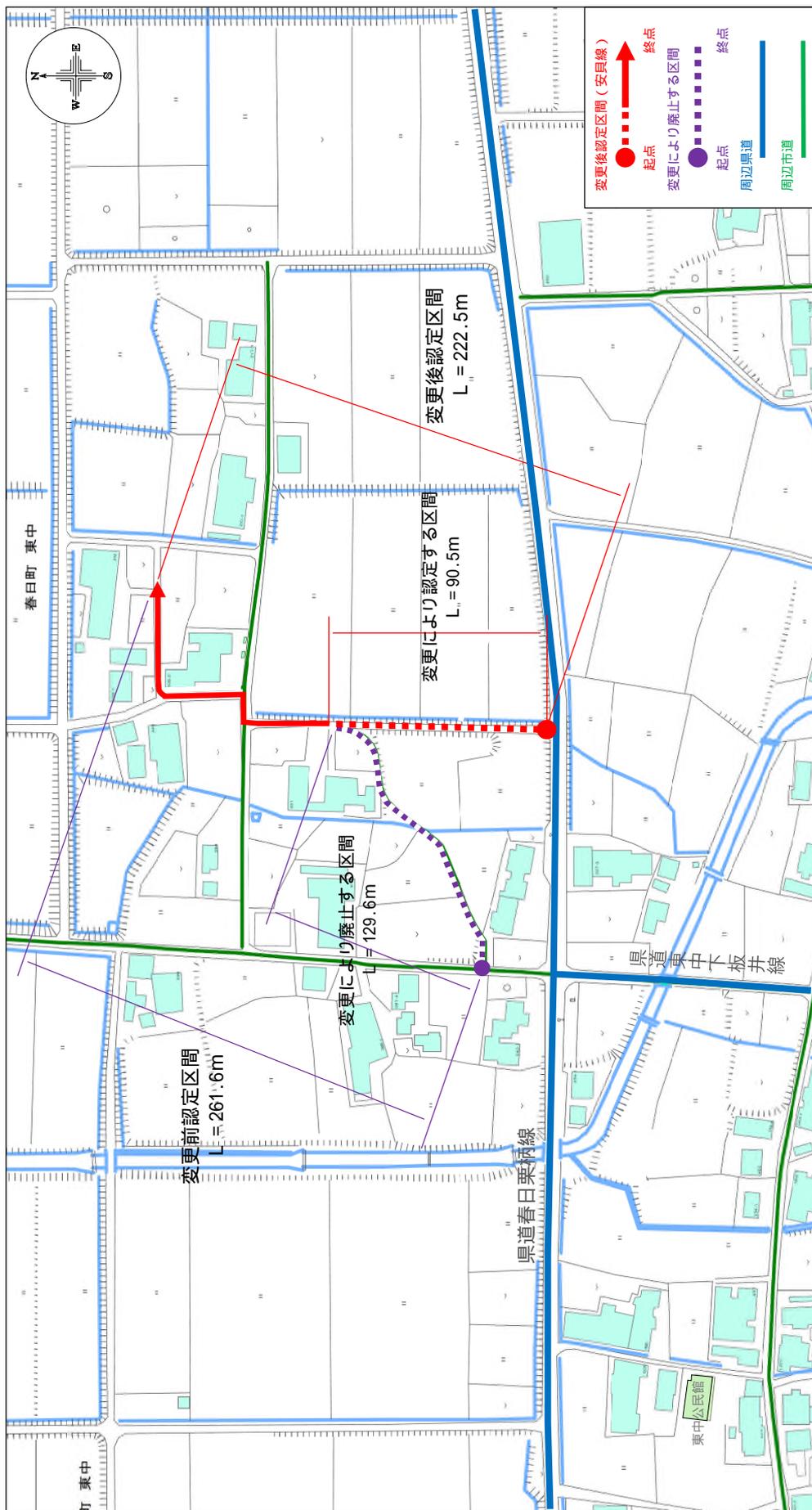
（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

# 市道安貝線 路線図



議案第124号

丹波市都市公園条例の制定について

1 提案の趣旨

本市における地域の特性や立地条件等を勘案し、長期的な観点から計画的かつ重点的な整備を図る公園等について、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）に基づく都市公園として設置し、もって公共の福祉の増進に寄与するため、提案するものである。

2 条例の概要

(1) 趣旨（第1条関係）

法の規定に基づき、法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）等に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(2) 設置等（第2条関係）

市が設置する都市公園は、次のとおりとする。

名称	所在地
丹波市立石生第1公園	丹波市氷上町石生1586番地1
丹波市立石生第2公園	丹波市氷上町石生1444番地
丹波市立西中東公園	丹波市氷上町西中68番地1
丹波市立西中西公園	丹波市氷上町西中378番地11
丹波市立西中南公園	丹波市氷上町西中454番地3
丹波市立西中北東公園	丹波市氷上町西中615番地58
丹波市立西中北西公園	丹波市氷上町成松70番地1
丹波市立水分け公園	丹波市氷上町石生3518番地
丹波市立青垣児童公園	丹波市青垣町佐治100番地1
丹波市立青垣総合運動公園	丹波市青垣町田井縄782番地
丹波市立春日総合運動公園	丹波市春日町下三井庄735番地
丹波市立漢方の里総合運動公園	丹波市山南町和田338番地1
丹波市立川代公園	丹波市山南町上滝1502番地1
丹波市立スポーツピアいちじま	丹波市市島町中竹田6121番地3

(3) 都市公園及び公園施設の設置基準（第3条、第4条関係）

都市公園及び公園施設の設置基準は、法及び政令の基準並びに政令における参酌すべき基準のとおりとする。ただし、この条例の施行の際現に存する都市公園及び公園施設については、第3条及び第4条に規定する基準に適合しているものとみなす。

(4) 有料公園施設（第10条関係）

公園施設のうち有料で利用させるものは、次のとおりとする。

都市公園の名称	施設の名称
丹波市立青垣児童公園	出店広場
丹波市立青垣総合運動公園	多目的グラウンド
	テニスコート
	屋根付広場

	温水プール棟
丹波市立春日総合運動公園	野球場
	テニスコート
	多目的グラウンド
	レジャープール
丹波市立漢方の里総合運動公園	庭園
	薬草風呂
	農産物処理加工及び実習施設
	グラウンドゴルフ場
	テニスコート
	体育館
丹波市立スポーツピアいちじま	野球場
	全天候型多目的コート
	管理棟

(5) 使用料等の額（第24条関係）

ア 公園管理者以外の公園施設の設置等に係る使用料

丹波市行政財産の使用料徴収条例（平成16年丹波市条例第55号）第2条の規定を準用して算出した額

イ 都市公園の占用の許可に係る占用料

丹波市道路占用料徴収条例（平成16年丹波市条例第213号）第2条の規定を準用して算出した額

ウ 行為の制限の許可に係る使用料（面積1㎡につき1日）

行為	使用料
行商、募金、出店等	50円
競技会、展示会、博覧会、集会等	10円

エ 有料公園施設の利用に係る使用料

(ア) 丹波市立漢方の里総合運動公園

施設の名称	区分及び単位	使用料		備考
		市内	市外	
庭園	15歳以上の者（中学生を除く。）	無料	310円	
	小学生又は中学生	無料	210円	
	小学校就学前の者	無料		
薬草風呂	15歳以上の者（中学生を除く。）	830円		
	小学生又は中学生	520円		
	小学校就学前の者	210円		
農産物処理加工及び実習施設	午前9時から正午まで	3,140円		冷暖房を使用する場合は、使用料の30%の額を加算
	午後1時から午後5時まで	4,190円		
	午後6時から午後9時まで	4,190円		

グラウンド ゴルフ場	専用使用 3時間当たり		9,900円		
	専用使用以外の使用 1人1ラウンド(8 ホール)当たり		330円		
テニスコ ート	1面1時間当たり	550円	1,100円		
	夜間照明設備 1面1時間当たり		550円		
体育館	1時 間当 たり	全面を使用す る場合	660円	1,320円	営利を目的とする 場合は、使用料の 10倍の額
		半面以下を使 用する場合	330円	660円	

(イ) その他の有料公園施設は、現行と同額

(6) 指定管理者による管理等(第27条、第28条関係)

次に掲げる業務について、指定管理者に行わせることができる。

ア 都市公園及び公園施設の利用の許可に関する業務

イ 都市公園及び公園施設の維持、管理及び運営に関する業務

ウ 有料公園施設の利用に係る料金の徴収に関する業務

エ その他市長が必要と認める業務

3 施行日

令和7年4月1日

※準備行為に関する規定は公布の日、丹波市立漢方の里総合運動公園のテニスコートに関する規定は規則で定める日

4 附則により廃止する条例

(1) 丹波市立青垣児童公園条例(平成16年丹波市条例第115号)

(2) 丹波市立水分れ公園条例(平成16年丹波市条例第195号)

(3) 丹波市立薬草薬樹公園条例(平成18年丹波市条例第76号)

(4) 丹波市立地域公園条例(平成18年丹波市条例第87号)

(5) 丹波市立市民プール条例(平成26年丹波市条例第8号)

(6) 丹波市立青垣総合運動公園条例(平成26年丹波市条例第9号)

(7) 丹波市都市公園法に基づく都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を定める条例(令和4年丹波市条例第10号)

5 附則により改正する条例

(1) 丹波市立スポーツ施設条例(平成16年丹波市条例第94号)

(2) 丹波市立川代公園及び井原であい公園条例(平成16年丹波市条例第209号)

6 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立スポーツ施設条例（平成16年丹波市条例第94号）新旧対照表

現行		改正後（案）																																																																																																																					
<p>○丹波市立スポーツ施設条例 平成16年11月1日 条例第94号 最終改正 令和4年12月26日条例第36号 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市立氷上総合グラウンド</td> <td>丹波市氷上町上新庄字西川3番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立大師の杜ホール</td> <td>丹波市氷上町絹山346番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立春日総合運動公園</td> <td>丹波市春日町下三井庄735番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立春日体育センター</td> <td>丹波市春日町黒井496番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立山南B&amp;G海洋センター（体育館）</td> <td>丹波市山南町野坂176番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立山南武道場</td> <td>丹波市山南町野坂176番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立市島市民グラウンド</td> <td>丹波市市島町上垣902番地1</td> </tr> <tr> <td>丹波市立三ッ塚テニスコート</td> <td>丹波市市島町上田1132番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立三ッ塚ふれあいセンター愛育館</td> <td>丹波市市島町上田1139番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立スポーツピアいちじま</td> <td>丹波市市島町中竹田6121番地3</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条関係） 丹波市立氷上総合グラウンド 施設使用料 (消費税含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート (1面につき)</td> <td>1時間</td> <td>550円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間</td> <td>880円</td> <td>1,760円</td> </tr> </tbody> </table> <p>夜間照明使用料 (消費税含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート (1面につき)</td> <td>1時間</td> <td>550円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>30分</td> <td>1,650円</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>30分</td> <td>2,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>丹波市立大師の杜ホール 施設使用料</p>		名称	位置	丹波市立氷上総合グラウンド	丹波市氷上町上新庄字西川3番地	丹波市立大師の杜ホール	丹波市氷上町絹山346番地	丹波市立春日総合運動公園	丹波市春日町下三井庄735番地	丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1	丹波市立三ッ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地	丹波市立三ッ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地	丹波市立スポーツピアいちじま	丹波市市島町中竹田6121番地3	施設名	単位	金額		市内	市外	テニスコート (1面につき)	1時間	550円	1,100円	多目的広場	1時間	無料	1,100円	野球場	1時間	880円	1,760円	施設名	単位	金額		市内	市外	テニスコート (1面につき)	1時間	550円	550円	多目的広場	30分	1,650円	1,650円	野球場	30分	2,200円	2,200円	<p>○丹波市立スポーツ施設条例 平成16年11月1日 条例第94号 最終改正 令和4年12月26日条例第36号 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市立氷上総合グラウンド</td> <td>丹波市氷上町上新庄字西川3番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立大師の杜ホール</td> <td>丹波市氷上町絹山346番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波市立春日体育センター</td> <td>丹波市春日町黒井496番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立山南B&amp;G海洋センター（体育館）</td> <td>丹波市山南町野坂176番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立山南武道場</td> <td>丹波市山南町野坂176番地2</td> </tr> <tr> <td>丹波市立市島市民グラウンド</td> <td>丹波市市島町上垣902番地1</td> </tr> <tr> <td>丹波市立三ッ塚テニスコート</td> <td>丹波市市島町上田1132番地</td> </tr> <tr> <td>丹波市立三ッ塚ふれあいセンター愛育館</td> <td>丹波市市島町上田1139番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条関係） 丹波市立氷上総合グラウンド 施設使用料 (消費税含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート (1面につき)</td> <td>1時間</td> <td>550円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間</td> <td>880円</td> <td>1,760円</td> </tr> </tbody> </table> <p>夜間照明使用料 (消費税含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート (1面につき)</td> <td>1時間</td> <td>550円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>30分</td> <td>1,650円</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>30分</td> <td>2,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>丹波市立大師の杜ホール 施設使用料</p>		名称	位置	丹波市立氷上総合グラウンド	丹波市氷上町上新庄字西川3番地	丹波市立大師の杜ホール	丹波市氷上町絹山346番地			丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2	丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2	丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1	丹波市立三ッ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地	丹波市立三ッ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地			施設名	単位	金額		市内	市外	テニスコート (1面につき)	1時間	550円	1,100円	多目的広場	1時間	無料	1,100円	野球場	1時間	880円	1,760円	施設名	単位	金額		市内	市外	テニスコート (1面につき)	1時間	550円	550円	多目的広場	30分	1,650円	1,650円	野球場	30分	2,200円	2,200円
名称	位置																																																																																																																						
丹波市立氷上総合グラウンド	丹波市氷上町上新庄字西川3番地																																																																																																																						
丹波市立大師の杜ホール	丹波市氷上町絹山346番地																																																																																																																						
丹波市立春日総合運動公園	丹波市春日町下三井庄735番地																																																																																																																						
丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2																																																																																																																						
丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2																																																																																																																						
丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2																																																																																																																						
丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1																																																																																																																						
丹波市立三ッ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地																																																																																																																						
丹波市立三ッ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地																																																																																																																						
丹波市立スポーツピアいちじま	丹波市市島町中竹田6121番地3																																																																																																																						
施設名	単位	金額																																																																																																																					
		市内	市外																																																																																																																				
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	1,100円																																																																																																																				
多目的広場	1時間	無料	1,100円																																																																																																																				
野球場	1時間	880円	1,760円																																																																																																																				
施設名	単位	金額																																																																																																																					
		市内	市外																																																																																																																				
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	550円																																																																																																																				
多目的広場	30分	1,650円	1,650円																																																																																																																				
野球場	30分	2,200円	2,200円																																																																																																																				
名称	位置																																																																																																																						
丹波市立氷上総合グラウンド	丹波市氷上町上新庄字西川3番地																																																																																																																						
丹波市立大師の杜ホール	丹波市氷上町絹山346番地																																																																																																																						
丹波市立春日体育センター	丹波市春日町黒井496番地2																																																																																																																						
丹波市立山南B&G海洋センター（体育館）	丹波市山南町野坂176番地2																																																																																																																						
丹波市立山南武道場	丹波市山南町野坂176番地2																																																																																																																						
丹波市立市島市民グラウンド	丹波市市島町上垣902番地1																																																																																																																						
丹波市立三ッ塚テニスコート	丹波市市島町上田1132番地																																																																																																																						
丹波市立三ッ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田1139番地																																																																																																																						
施設名	単位	金額																																																																																																																					
		市内	市外																																																																																																																				
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	1,100円																																																																																																																				
多目的広場	1時間	無料	1,100円																																																																																																																				
野球場	1時間	880円	1,760円																																																																																																																				
施設名	単位	金額																																																																																																																					
		市内	市外																																																																																																																				
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	550円																																																																																																																				
多目的広場	30分	1,650円	1,650円																																																																																																																				
野球場	30分	2,200円	2,200円																																																																																																																				

(消費税含む。)

施設名	単位		金額		備考
	時間	冷暖房	市内	市外	
アリーナ	1時間	—	660円	1,320円	(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする(以下同じ。) (2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
合奏室兼会議室	1時間	使用	470円	780円	
		未使用	310円	620円	
研修室	1時間	使用	210円	360円	
		未使用	150円	310円	
和室	1時間	使用	210円	360円	
		未使用	150円	310円	

丹波市立春日総合運動公園

施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額		備考
		市内	市外	
野球場	1時間	1,430円	2,860円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	1,100円	
多目的グラウンド	1時間	550円	1,100円	(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする(以下同じ。) (2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。

(消費税含む。)

施設名	単位		金額		備考
	時間	冷暖房	市内	市外	
アリーナ	1時間	—	660円	1,320円	(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする(以下同じ。) (2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
合奏室兼会議室	1時間	使用	470円	780円	
		未使用	310円	620円	
研修室	1時間	使用	210円	360円	
		未使用	150円	310円	
和室	1時間	使用	210円	360円	
		未使用	150円	310円	

夜間照明使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
野球場	30分	2,200円	2,200円
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	550円
多目的グラウンド	全面30分	1,650円	1,650円
	半面30分	820円	820円

附属設備使用料

(消費税含む。)

附属設備	単位	金額		備考
		市内	市外	
スコアボード	1時間	600円	600円	
フルシステム		500円	500円	選手名及び審判名を表示しない場合
本部室及び放送室	1時間	270円	540円	冷暖房の使用を含む。
その他の室	1時間	150円	300円	冷暖房の使用を含む。

丹波市立春日体育センター

施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額		備考
		市内	市外	
アリーナ	1時間	660円	1,320円	(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする(以下同じ。) (2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
卓球室	1時間	220円	440円	

丹波市立山南B&G海洋センター(体育館)

施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位		金額		備考
	時間	冷暖房	市内	市外	
アリーナ	1時間	—	660円	1,320円	(1) 面積の2分の1以下を

丹波市立春日体育センター

施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額		備考
		市内	市外	
アリーナ	1時間	660円	1,320円	(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする(以下同じ。) (2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
卓球室	1時間	220円	440円	

丹波市立山南B&G海洋センター(体育館)

施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位		金額		備考
	時間	冷暖房	市内	市外	
アリーナ	1時間	—	660円	1,320円	(1) 面積の2分の1以下を

使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする（以下同じ。）。  
 (2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。

会議室	1時間	使用	310円	520円
		未使用	210円	410円

丹波市立山南武道場  
 施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
武道場	1時間	330円	660円

丹波市立市島市民グラウンド  
 施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
多目的広場	1時間	無料	1,100円

丹波市立三ッ塚テニスコート  
 施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	1,100円

夜間照明使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	550円

丹波市立三ッ塚ふれあいセンター愛育館  
 施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額		備考
		市内	市外	
アリーナ	1時間	全面使用	990円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
		部分使用 1/2を使用	490円	

使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする（以下同じ。）。  
 (2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。

会議室	1時間	使用	310円	520円
		未使用	210円	410円

丹波市立山南武道場  
 施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
武道場	1時間	330円	660円

丹波市立市島市民グラウンド  
 施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
多目的広場	1時間	無料	1,100円

丹波市立三ッ塚テニスコート  
 施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	1,100円

夜間照明使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
テニスコート (1面につき)	1時間	550円	550円

丹波市立三ッ塚ふれあいセンター愛育館  
 施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額		備考
		市内	市外	
アリーナ	1時間	全面使用	990円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
		部分使用 1/2を使用	490円	

	用	1 / 4 を使用	240円	490円	
		3 / 4 を使用	740円	1,480円	
		1 / 3 を使用	330円	660円	
		2 / 3 を使用	660円	1,320円	
柔剣道場	1時間		330円	660円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
トレーニング室	個人使用1人につき 回数券11枚綴り		330円 3,300円	660円 6,600円	
会議室	1時間	冷暖房を使用する場合	310円	520円	
		冷暖房を使用しない場合	210円	410円	

	用	1 / 4 を使用	240円	490円	
		3 / 4 を使用	740円	1,480円	
		1 / 3 を使用	330円	660円	
		2 / 3 を使用	660円	1,320円	
柔剣道場	1時間		330円	660円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
トレーニング室	個人使用1人につき 回数券11枚綴り		330円 3,300円	660円 6,600円	
会議室	1時間	冷暖房を使用する場合	310円	520円	
		冷暖房を使用しない場合	210円	410円	

丹波市立スポーツピアいちじま  
施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位		金額		備考
	時間	冷暖房	市内	市外	
野球場	1時間	—	1,080円	2,160円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
全天候型多目的コート	1時間	—	440円	880円	
管理棟集会室	1時間	使用	210円	360円	
		未使用	150円	310円	
管理棟談話室(テラス含む。)	1時間	使用	310円	520円	
		未使用	210円	410円	

夜間照明使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額	
		市内	市外
野球場	30分	2,200円	2,200円

全天候型多目的コート	1時間	1,100円	1,100円
------------	-----	--------	--------

附属設備使用料

(消費税含む。)

附属設備	単位	金額		備考
		市内	市外	
スコアボード	1時間	600円	600円	
フルシステム		500円	500円	選手名及び審判名を表示しない場合
本部室及び控室(放送設備含む。)	1時間	270円	540円	冷暖房の使用を含む。

備考

- 別表第2の各表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の使用料を適用する。
- 使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

備考

- 別表第2の各表において「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者がおおむね半数を超えるときは、市外の使用料を適用する。
- 使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

附則第6項関係

丹波市立川代公園及び井原であい公園条例(平成16年丹波市条例第209号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○丹波市立川代公園及び井原であい公園条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第209号</p> <p>最終改正 平成23年12月22日条例第51号</p> <p><u>丹波市立川代公園及び井原であい公園条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 農村地域の混住化に対応するため地域住民が交流できる場を提供し、交流を通して連帯意識の高揚を図り活力ある農村社会の形成に資することを目的として丹波市立<u>川代公園及び井原であい公園</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 丹波市立<u>川代公園及び井原であい公園</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 丹波市立<u>川代公園又は井原であい公園</u>(以下「公園等」という。)の全部又は一部を独占的かつ排他的に使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要と認めるときは、前項の許可に際し</p>	<p>○丹波市立川代公園及び井原であい公園条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第209号</p> <p>最終改正 平成23年12月22日条例第51号</p> <p><u>丹波市立井原であい公園条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 農村地域の混住化に対応するため地域住民が交流できる場を提供し、交流を通して連帯意識の高揚を図り活力ある農村社会の形成に資することを目的として丹波市立_____井原であい公園を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 丹波市立_____井原であい公園の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 丹波市立_____井原であい公園(以下「公園」という。)の全部又は一部を独占的かつ排他的に使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要と認めるときは、前項の許可に際し</p>

条件を付すことができる。

(損害賠償の義務)

第5条 公園等を使用する者が施設、備品、植栽植物等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表 (第2条関係)

名称	位置
丹波市立川代公園	丹波市山南町上滝1502番地 1
丹波市立井原であい公園	丹波市山南町井原1031番地 1

条件を付すことができる。

(損害賠償の義務)

第5条 公園を使用する者が施設、備品、植栽植物等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表 (第2条関係)

名称	位置
丹波市立井原であい公園	丹波市山南町井原1031番地 1

議案第125号

業務委託契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり業務委託契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

- 2 業務名 高機能消防指令センター再整備業務
- 3 業務概要 消防指令システム及び消防救急デジタル無線機器の更新等
- 4 履行期間 契約日の翌日から令和8年3月20日まで
- 5 契約金額 1,274,790,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 115,890,000円）
- 6 契約の相手方 名称 沖電気工業 株式会社 関西支社  
代表者 支社長 坂本 晃彦  
所在地 大阪府大阪市中央区備後町二丁目6番8号

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
抜粋】**

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	沖電気工業 株式会社 関西支社
代 表 者 名	支社長 坂本 晃彦
本 社 住 所	大阪府大阪市中央区備後町二丁目6番8号
営 業 年 数	75年
許 可 区 分	—
資 本 金	44,000,000千円
実績高（2年平均）	12,127,500千円
従 業 員 数	69人
契約担当支店営業所等	—

## 受 注 実 績

（単位：千円）

発注者	元/下	業務名等	受注金額	履行期間等
香美町	元	香住区防災行政無線デジタル化整備工事	585,360	H30.6～R2.3
OKIクロステック(株)	元	高機能消防指令センター整備事業（物品）	126,500	R2.12～R3.3
OKIクロステック(株)	元	高機能消防指令センター整備事業（役務）	170,500	R2.12～R3.3
協和テクノロジズ(株)	元	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新	656,700	R5.1～R6.3
日高川町	元	日高川町防災行政無線同報系システム操作卓更新業務	57,000	R5.9～R6.3



## 議案第126号

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

水道法施行令（昭和32年政令第336号）等の改正に伴い、水道事業における布設工事監督者等の資格要件を見直すため、提案するものである。

### 2 改正の概要

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、技術上の実務経験年数等を見直しを行う。

### 3 施行日

令和7年4月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例  
 (平成25年丹波市条例第25号) 新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例</p> <p>平成25年3月8日                      条例第25号                      最終改正 令和6年3月8日条例第15号</p> <p><u>(布設工事監督者の資格)</u></p> <p><u>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26条)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは</u></p>	<p>○丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例</p> <p>平成25年3月8日                      条例第25号                      最終改正 令和6年3月8日条例第15号</p> <p><u>(布設工事監督者の資格)</u></p> <p><u>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻し</u></p>

第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において、第1号に規定する学科

た後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学

目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業生については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

## 議案第127号

### 丹波市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

国のアナログ規制の見直し等に伴い、排水設備等の工事に係る責任技術者（以下「責任技術者」という。）の専属義務を見直すほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 責任技術者に係る基準の緩和
- (2) 公共下水道からの放流水に関する排水基準の改正
- (3) その他字句の修正

#### 3 施行日

令和7年4月1日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市下水道条例（平成16年丹波市条例第210号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市下水道条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第210号</p> <p>最終改正 令和5年3月13日条例第10号 (指定の申請)</p> <p>第8条 前条第1項の指定は、排水設備等工事の事業を行う者(以下この章において「工事業者」という。)の申請により行う。</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 排水設備等工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第10条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名</p> <hr/> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 個人にあっては、住民票記載事項証明書、経歴書及び次条第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類</p> <p>(3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図</p> <p>(4) 専属することとなる責任技術者の名簿、従業員名簿及び雇用関係を証する書類</p> <p>(5) 専属することとなる責任技術者の第14条第1項の規定により交付された責任技術者証の写し</p> <p>(6) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類</p> <p>4 管理者は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。 (指定の基準)</p> <p>第9条 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条の指定を行う。</p>	<p>○丹波市下水道条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第210号</p> <p>最終改正 令和5年3月13日条例第10号 (指定の申請)</p> <p>第8条 前条第1項の指定は、排水設備等工事の事業を行う者(以下この章において「工事業者」という。)の申請により行う。</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 排水設備等工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第10条第1項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。)の写し</p> <p>(3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図</p> <p>(4) 選任することとなる責任技術者に係る第14条の規定により交付された責任技術者証の写し</p> <p>(5) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類</p> <p>4 管理者は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。 (指定の基準)</p> <p>第9条 管理者は、前条の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条の指定を行う。</p>

(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。

(2) 工事の施工に必要な機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 前項第3号イの規定に該当する者が法人であるときは、その代表者は、同号イに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

3 管理者は、第7条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。

(排水設備工事責任技術者)

第10条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、下水道に関する法令、条例その他管理者が定めるところに従い、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備等工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備等工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4) 第19条第1項に規定する検査の立会い

3 排水設備等工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(責任技術者の登録の申請)

第12条 第10条第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書及び写真

(1) 営業所ごとに、第11条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

(2) 工事の施工に必要な機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 前項第3号イの規定に該当する者が法人であるときは、その代表者は、同号イに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

3 管理者は、第7条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。

(責任技術者)

第10条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者

の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2 責任技術者は、下水道に関する法令、条例その他管理者が定めるところに従い、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備等工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備等工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4) 第19条第1項に規定する検査の立会い

3 排水設備等工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(責任技術者の登録の申請)

第12条 第10条第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

(1) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の

- (2) 次条第1項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証明する書類
- (3) 次条第2項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書類  
(除害施設の設置等)

第22条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉍油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (9) 磷<sup>りん</sup>含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、兵庫県が定める条例により公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

写し

- (2) 次条第1項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証明する書類
- (3) 次条第2項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書類  
(除害施設の設置等)

第22条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉍油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (9) 磷<sup>りん</sup>含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、兵庫県が定める条例により公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値

## 議案第128号

### 第3次丹波市教育振興基本計画の策定について

#### 1 提案の趣旨

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく第3次丹波市教育振興基本計画を策定したいので、丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成23年丹波市条例第48号）第2条第5号の規定により、提案するものである。

#### 2 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

#### 3 第3次丹波市教育振興基本計画 別冊

##### 【教育基本法 抜粋】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

##### 【丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例 抜粋】

（議決に付すべき事件）

第2条 議会の議決に付すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な事項について、議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。
- (2) 市の花及び市の木の制定又は改廃に関すること。
- (3) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。
- (4) 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における政策、施策の基本的な方向を定める計画及び指針で、議会が必要と認めるものの策定、変更又は廃止に関すること。